

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜産業・雇用振興部、農林部＞

開催日時 平成30年3月14日（水） 10:03～16:32

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

奥山 博康 委員長

川口 延良 副委員長

亀田 忠彦 委員

猪奥 美里 委員

川田 裕 委員

大国 正博 委員

小林 照代 委員

阪口 保 委員

中野 雅史 委員

粒谷 友示 委員

中村 昭 委員

山村 幸穂 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事

辻本 総務部長

福谷 農林部長

中川 産業・雇用振興部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 2月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○奥山委員長 ただいまから、本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、産業・雇用振興部、農林部の審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めて質疑等があれば、ご発言願います。

なお、理事者の皆さんは、委員の質疑に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

また、マイクをできるだけ近づけて答弁いただきますようお願いしておきます。

それでは、ご発言願います。

○亀田委員 私から、お伝えしてあった大和肉鶏についてと、事前にお伝えはしていないのでわかればということで、もう1点、質問させていただきます。

まずは、「平成30年度一般会計特別会計予算案の概要・平成29年度一般会計2月補正予算案の概要」の99ページに、平成30年度も、次世代大和肉鶏造成事業で約120万円の予算が計上されています。大和肉鶏の質問をするに当たって、質問までには、私も実際に食べてからと思ったのですが、実はこれが大和肉鶏だと認識して食べたことがあります。聞くと、どこかで食べているよと言われるのですが、結局実現せず、この議会が終わったら食べに行こうと思っています。いろいろと調べてみると結構歴史があって、昔は、大和かしわという牛肉よりも上等で、何かお祝い事があつたら、すき焼きを鳥肉でしていたということも書いてあったのです。時代が流れて現在は、大和肉鶏として県の特産品にも指定されて、あちこちに流通しているということですが、まずは、平成30年度に計上されているこの事業の内容について、簡単にご説明いただけたらと思うのですが、よろしく願います。

○桜木畜産課長 平成30年度予算で事業化している次世代大和肉鶏造成事業ですが、この事業は、平成26年度から平成30年度まで5年間かけて、閉鎖育種による弊害や、鳥インフルエンザが発生したときの危機管理においてすぐれ、現在の消費者ニーズに合った新しい親鳥の選定に取り組んでいます。

○亀田委員 おさらいするのですが、現在の大和肉鶏は、名古屋コーチンとニューハンプシャーをかけたものにシャモをかけたものが大和肉鶏ということです。事前にいろいろと調べていると、生産というか、飼育するのがなかなか難しいということで、生産されている方も少ないと聞いているのですが、現在の状況を、改めて教えていただきたいです。

○桜木畜産課長 現在の状況ですが、今、亀田委員がおっしゃいました大和肉鶏の親であるシャモ、名古屋コーチン、ニューハンプシャーは、県の畜産技術センターで維持管理されており、シャモとニューハンプシャーと、名古屋コーチンをかけたF1という雑種の2種類を、奈良市にある農家に払い下げ、そこで交配されてできたひよこが、今の大和肉鶏です。県内では6戸の生産農家が飼われており、年間で約8万9,000羽が生産されています。

生産農家は飼育期間や飼料などの飼育基準等を示した、大和肉鶏飼養衛生管理ガイドラインに基づいて、消費者ニーズに即した安全で高品質な大和肉鶏を生産しています。以上です。

○亀田委員 大和肉鶏のひなを育てている農場が、6つあるということですね。

きょう聞きたかったのは、その6つの農場というか養鶏場で育てられた大和肉鶏の出荷先、販路の拡大は、例えば組合でやっているのか、あるいは県も連携してやっているのかを教えてくださいたいです。

○桜木畜産課長 大和肉鶏は、昭和57年から流通を開始し、平成19年には地域団体商標に登録されています。現在、県内では68店舗、県外で45店舗の販売店や飲食店等で取り扱われています。

最後の質問ですけれど、大和肉鶏農業協同組合という農協があり、そこで生産から販売まで一元管理されています。以上です。

○亀田委員 私も実際に食べて感想をお伝えしたいと思うのですが、非常においしいとあちこちで聞いています。もっともっと販路拡大して売り出したほうがいいのではないかと話も聞いています。販路拡大は、大和肉鶏農業協同組合が、生産から販売まで管理されているのでしょうか、県としてどのようにかかわっているのでしょうか。

○桜木畜産課長 販路拡大については、今、農林部で農畜水産物ブランド認証制度を進めており、大和肉鶏も、さらに付加価値を高め、販売力の強化を図るための取り組みを行っています。

現在、大和肉鶏では、肉質分析試験を実施し、機能性成分で、特に老化防止、疲労軽減効果で注目されているイミダゾールペプチドが一般のプロイラーと比べて約1.8倍と、有意に高いことが判明しており、こういうものも、うたい文句の一つとして、今後販路を拡大していきたいと考えています。

○亀田委員 せっかくそれだけおいしいものであって、今、桜木畜産課長がおっしゃられたように、非常にヘルシーだということなので、ダイエット効果もあるかもしれませんし、健康維持にも適しているし、しかも、今まで歴史もある、奈良県で昔、日本三大養鶏場ぐらいいまで言われたという記述がありましたけれども、それぐらいであれば、もう少ししっかり売り出してみてもいいのではないかと思います。

実際に販路が拡大すれば当然、育てる場所というのでしょうか、今は6つの農場ですけれど、7つ8つとふえていくかもしれません。生産するというか、ひなを育てたいという

方も実際にいらっしゃるのも事実だということなので、もっともっと大和肉鶏を広めていただけるように、PR活動に取り組んでいただけたらと思っていますし、できるだけ近いうちに食べて、私自身も実際に発信していけるようにしたいと思います。

実際に大和肉鶏のことを、私も詳しく調べたり、考えたりした機会がなかったのですが、大和肉鶏のひなを産む一つの農場が、今年の台風で被害を受けられて、小坂担い手・農地マネジメント課長にもお世話になって、いろいろと対処していただいたのですが、聞いたら、その農場一つだけがつくっているということです。かなり高度な、飼育する技術などが要るのでしょうかけれども、例えば何か被害があったときに、同じような品質で、かわるものをつくっていかないといけないのだと。それぐらい希少価値の高いというか、レベルの高い、価値の高いものなのだと改めて認識しましたし、今、つくっておられる方々にも、販路が広がれば喜んでいただけるのかもしれませんが、とにかく、繰り返しになりますけれども、販路拡大にしっかりと取り組んでいただきたいと思っています。よろしくお願いを申し上げたいと思います。この点については、もうこれで終わります。

もう1点、勉強不足なので教えていただきたいのですが、例を挙げると、普通に会社にお勤めの方が定年退職されてから農業をやりたい、あるいは今は働いているけれども、仕事をやめて農業をしたいという方に向けて、私の記憶が間違っているかもしれませんが、以前に農業大学校でシニアファーマーのような制度があって、勉強しに行くということがあったと聞くのです。平成27年ぐらいの資料しか探せなかったのですが、今もこれにかわるような、農林部でやっておられることがあるのかどうか教えていただきたいと思っています。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 定年退職した人や、転職した人向けの、シニアファーマーという名前が即座に出てこないのですが、NAF I C自体も、旧農業大学校自体も、年齢制限を設けず受け入れていますし、例えば兼業農家向けのセミナーなど、なら食と農の魅力創造国際大学校に入らなくても受けられるメニューはいろいろ用意しています。

○亀田委員 ありがとうございます。

急に質問したので、大変申しわけなかったのですが、また改めて結構ですので、NAF I Cにかわってやっているのはある程度認識はあったのですが、県がやっておられるものが、それ以外にもあれば、教えていただきたいと思っています。

なぜきょう申し上げたかという、今までの農業大学校でやられていた、シニアファーマー

マーという名前だったと思うのですけれども、年齢制限が65歳未満となっていたということです。これも私が調べただけで間違っていたら申しわけないので、そのあたりも、また改めて調べて教えていただきたいのですが、要は今、働く世代の定年が65歳ぐらいまで延長される話がある時代で、65歳未満の人しか受けられませんというのは、定年してから、さあ、農業しようとなったときに、年齢制限が低過ぎるのではないかという相談も受けています。もし今NAFIC以外でやられているメニューがあったとして、年齢制限があれば、できれば時代に合わせて、例えば70歳なのか、65歳であれば、まだまだお元気ですし、そんな時代に今、突入していこうとしていますので、年齢制限がもし決まっているようであれば、その部分については、今のような観点からご検討いただければと思います。とりあえずはどんなものがあるのかを、また改めて結構ですのでお示しいただけたらと思うのですけれども、どうでしょうか。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） お答えします。

個別の研修というのが、今資料は持ち合わせていないのですけれども、まず2年間のNAFICのアグリマネジメント学科については、他県では年齢制限を設けているところがありますけれども、当県においては年齢制限を設けていません。一方で、国の農業次世代人材投資資金事業では、45歳までに就農という年齢制限がかかっている状況にはあります。奈良県としては、今後農業の担い手が急速に減っていく中で、若い新規就農者に来ていただくのはもちろんですけれども、サラリーマンをリタイアした方や、障害者の方など、いろいろなタイプの農業の担い手が参入することによって、奈良県の農業、農地を耕作していただくという方向で進めていきたいと思っています。

○亀田委員 この件はこれで終わりますけれども、要は、また改めてNAFIC、あるいはそれ以外の取り組みで、私が聞いたのは、2年間も通ってというイメージではなくて、もうちょっと簡単な研修みたいな感じだったのです。数カ月の研修を受けたら、農業ができますぐらいの、そういうメニューだったと思います。

インターネットで調べただけですけど、平成27年ぐらいで出てきたシニアファーマーも65歳未満と、年齢制限が設定してあったので、それも含めて、改めて個別にまた小坂農林部次長からご説明いただけたらと思います。

○奥山委員長 午後からでも、その資料があったら、出してもらいましょうか。

○亀田委員 そうですか、もしわかれば。済みません。

○奥山委員長 資料があればですけど。

○亀田委員 以上で終わります。

○小林委員 私からは1点だけ、奈良県の農業について、まとめ的な質問になります。

私は農家に生まれて、農村に育ちました。子どものころ、農作業の多忙な春と秋に農繁期休みがあり、町の子はうらやましいなど言いながら田植えや稲刈りを手伝いました。そして、そのときに思いました。大変なだらかな山並みの背景に広がる緑の田園風景というのは、今も脳裏に浮かんできます。

日本の農業は、1960年代から始まった減反政策のもとで、転作が余儀なくされてきました。農産物や米の輸入自由化が進められ、食糧管理法で保護されていた米価が保護されなくなって、市場の競争に任されるようになっていきました。減反がずっと続く中で、ことし、この50年に上る減反政策は、一旦廃止ということが出されましたけれども、農家の高齢化も進み、耕作放棄地が増大し、農家世帯は減少の一途を今もたどっている状況と思います。

それで、奈良県の農業についてお聞きします。

一つは、奈良県の農家戸数の10年間の推移はどのようになっているのでしょうか。

続けてお聞きします。

私は、20年ほど前になりますが、市議会議員をさせていただいたときに、奈良市の農業委員を務めました。農地部会で議題とされていたのは、農地転用です。宅地開発のための農地転用の承認を求めるもので、ずらりとその件数が並んでおり、その多さに驚いたものです。

2つ目にお聞きしたいのは、この10年間の田畑別の耕作面積の推移はどのようになっていますか。

3点目は、先ほどの質問と関係しますが、農業の担い手はふえていっているのでしょうか。この5年間の新規就農希望者と参入者の状況をお伺いします。

4点目ですが、農産物直売所は、奈良県にどのくらいあるのでしょうか。また、これはふえていっているのでしょうか。

以上、4点をまずお伺いします。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 小林委員のご質問にお答えします。

まず1点目の奈良県の農家の10年前との比較ですけれども、農林水産省調査の農林業センサスによりますと、奈良県の総農家戸数は、平成17年調査では3万597戸でした

が、10年後の平成27年調査では2万5,594戸と5,003戸、約16%減少している状況です。他方で、担い手たる年間60日以上農業に従事する65歳未満の世帯員がいる、農業を主として取り組む農家の数については、2,317戸から1,686戸と631戸、27%の減少となっています。

2点目の農地の田畑別の減少についてですけれども、農林水産省の耕地面積調査では、奈良県の農地面積は、全体で、平成17年に2万3,300ヘクタール、平成28年に2万1,400ヘクタールと、約8%減少しています。田畑別に見ますと、水田の面積が1,600ヘクタール減少して、約10%の減少、畑地の面積が3,868ヘクタール減少して、約23%の減少となっています。

3点目の新規就農者の状況ですけれども、まず、平成28年度の直近の県内の新規就農者の状況は、自営農業就農者、おうちがもともと農家で就農された方が10名、農外からの新規参入者が25名、そして農業法人などに雇用されて就農する方が17名、合計52名になっています。年によって差がありますが、自営農業に就農する方、新規就農にする方、雇用就農する方の比率は大体同じ程度で、50名から60名強で、近年は推移している状況です。私からは、以上です。

○辻本マーケティング課長 農産物直売所の数値について申し上げます。

県で把握している農産物直売所の数は、平成30年2月末現在で106店舗です。平成22年度に90数店舗であったものが、年々数店舗ずつ増加しています。直近では、平成29年12月に東吉野村でひよしのさとマルシェが開設されました。また、本年4月に開設される田原本町の道の駅レスティ唐古・鍵内に、農産物・特産品の販売施設が設けられる予定と聞いています。以上です。

○小林委員 農地も、農家も随分減少しており、本当に大変悔しい思いがいたします。

お尋ねをしておきたいのは、新規就農希望者が、全体で52名ということでしたが、以前に担い手育成のことでお尋ねしたときに、農業を希望する人はまだまだおられるとお聞きしていました。しかし、希望をされても、就農に至らない人がいらっしやるのではないかと。このような方はどのくらいおられるのでしょうか。そして、就農に至らない方は、なぜできなかったのかをお尋ねします。

もう一つは、農産物の直売所ですけれども、106店舗になっているわけです。まだふえているということですが、農産物直売所の全てに対して、支援はあるのでしょうか。そしてあわせてお聞きしたいのは、「平成30年度一般会計特別会計予算案の概要・平成2

9年度一般会計2月補正予算の概要」の97ページにある、農産物直売所支援事業の内容はどのようなものでしょうか、お尋ねします。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） お答えします。

前段の新規就農に希望して至らない人の数、なぜ至らないのかのご質問ですけれども、定量的には至っていない人の数は把握していませんけれども、希望して、新規就農されている方が60名ぐらいいて、同数か同数弱程度、奈良県の農業に関心を持っている方は、毎年いらっしゃると思っています。

なぜ至らないのかは、特に新規就農者の方で、家が農家で農地を持っている方、奈良県にターゲットを絞って、奈良県の何町、何市でということ、就農に向けて準備を進めますけれども、そうでない方は、奈良県も京都府も三重県も、場合によっては、北海道などとてんびんかけられる、競争に置かれているということです。そういう意味で、奈良県に限らず、幾つかの就農先を探している方はいらっしゃる、そして、できる限りそういう方を奈良県に引き込むというのは、我々県の仕事ですけれども、他県に就農される方もいるのが一つです。

それと、新規就農者向けには、最初の数日の、農業の体験程度から、もっと本格的に携わる程度まで、段階別にさまざまな研修や体験、一番本格的になると、2年間準備をするNAFICになるわけですけれども、初期段階で関心を持ってやってみただけで、ちょっと農業そのものに進むのはやめておこうかと、決して楽な職業ではないので、すごく天候にも左右されますし、きちんと作物の技術も必要ですので、就農を諦める方もいらっしゃるということです。

○辻本マーケティング課長 農産物直売所に対する支援について回答させていただきます。

小林委員がお尋ねでしたけれども、106店舗全部にということではなしに、県では、このうち36店舗と協定を結び、その36店舗を対象に農産物直売所支援事業を行っているところです。

内容については、協定直売所、地の味土の香として直売所の活性化による地産地消の推進、生産者の所得向上及び都市と農村の交流促進などを図るための取り組みを進めています。具体的な取り組みとしては、先進地視察による店舗経営のレベルアップ、雑誌掲載等による地の味土の香のPR、共通販売商品をつくり、店舗で売っていくということ、あと販売促進と、商談会への参加支援等を実施中です。以上です。

○小林委員 今、お聞きして、農業を希望する人がいるのに、半数の方が奈良県に定着をされていないということで、いろいろ条件、状況はあるようではございますけれども、生活の保障と申しますか、定着していただける、受け入れのための支援の内容を、ハードルも低くというか、もっと拡大していただいて、ぜひ奈良県で農業をしていただける方をふやしていただきたいと思っております。

それと、農産物直売所ですが、日本の農業は、奈良県もそうですけれども、やはり家族農業が多いのです。小規模な農業が多いのです。国の政策の中では、大規模化ということで、集約がずっとこの間言われてきているのですけれども、ずっと昔から家族で田畑を耕してきたという姿が基本になっています。そうした方々が育てて実った作物を買ってもらえるというのは、農家にとって本当に大きな喜びであり、励みになると思っております。

県と協定を結んだ36店舗が、支援を受けているのですけれども、その要件、内容を改めて、多くの販売所、直売所の方が支援を受けられるような内容にしていきたいと、意見として申し上げておきます。

それらを踏まえて、今、奈良県の農業が本当に元気になるために、さまざまな予算案は出ていますけれども、どこを重点にして、何を大切にその取り組みを進めていこうとしているのかお尋ねします。

○田中農業水産振興課長 お答えします。

農業振興の方向性、重点についてですけれども、本県は、小林委員お述べのとおり、小規模農家が多く、農業産出額は、平成28年で436億円と小さい農業県ですけれども、小さくても個性が光る奈良らしい農業を目指した取り組みを進めたいと考えています。県としましては、本県農業を牽引するリーディング品目として、柿、イチゴ、菊、お茶、大和畜産ブランドなどを、将来の成長品目として育成するものをチャレンジ品目として、大和野菜、切り花ダリア、有機野菜などを選定しており、意欲ある担い手に対して支援を行っているところです。

具体的な取り組みとしては、例えば、柿やイチゴ、大和牛を皮切りとして、糖度などの品質を保証したブランド認証制度である奈良県プレミアムセレクトにより、高品質化による奈良ブランドの育成を目指したいと考えています。また、チャレンジ品目については、やはり生産拡大や販路拡大が大切だということで、例えば大和野菜については、県が生産法人を設置し、大和まなや千筋みずなどを首都圏等に出荷しているところです。さらには海外にも目を向けまして、アジア最大級の国際食品見本市である香港Food Expoな

どへの継続的な出展など、海外への販路拡大へ向け取り組んでいるところです。

今後とも、品質の高い県産農産物の生産と安定供給、並びに首都圏や海外での販路開拓を積極的に推進するとともに、意欲ある担い手の育成・確保や新規就農者に対する支援を充実することにより、県農業の活性化、振興を図っていきたいと考えています。以上です。

○小林委員 リーディング品目の推進、販路拡大、流通面ということで、かなり力を入れていただいています。先ほどから質問させていただいていますが、奈良県の農業の担い手といえますか、生産者をふやす、励ましていく。経営を安定させていくために、実は農業は、価格がみずから決められないのです。そういうさまざまな農産物に対して、景気の変動と、そして災害もそうですけれど、自然によって価格が左右されてきます。そういうことで、営農が続けられるさまざまな支援に、しっかりと精力的に取り組んでいただきたいと強く願っているところです。

最後になりますけれども、長年、奈良県の農政に携わってこられた福谷農林部長に、日本の農政、そして奈良県の農業に寄せる思いをぜひ語っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○福谷農林部長 発言をする機会をいただき、ありがとうございます。

おかげさまで、5年間農林部長をさせていただきました。私がどうこうということではないのですが、ご承知のように、奈良県農業は、先ほど答弁もしましたが、農業産出額が436億円で、全国的に見ると第45位、下位にあるのが大阪府と東京都で、非常に規模が小さいです。全国順位を見ると、上位に来ているのは、当然北海道が断トツで大きいのですけれども、やはり畜産県というのは非常に大きくて上位に来ている。米作を中心にやられている県は非常に下位に甘んじている。そういった意味では、米作中心の農業から転換している時期になってきているのであろうということが大きな流れの一つだと思います。

そういった中で奈良県農業は、ご意見、ご質問の中にありましたように、兼業農家率が高いという状況の中で、いかに農業産出額をふやすか、農家の方の所得をふやしていくかが非常に大きな命題で、農林部としての大きな命題であったのではないかと考えています。

そういう中で、1点は、これも何度もお話ししていますように、あくまで農産物というのは、最終的には人の口に入るものであるということに鑑みてみたときに、よい農産物が、よい料理をされて、食として消費者の口に入ることによって、逆に非常に大きなPR効果が発生するのではないかとということで、NAFICのオーベルジュやときのもりは、食に

重点を置いてやってきたというのは、大きな転換をしたときであった、私があるときに担当部長をさせていただいていただけなのですけれど、そういう転換期にあったのではないかと。

もう1点、これは反省も含めてですけれども、従来の農業行政は、あくまで生産者側は、いいものをつくろう、いい肥料を与えていいものをつくっていこうという形で、恐らくずっと脈々とされてきたのだと思います。そこで1点、忘れていたわけではないと思いますが、いわゆる川中、川下へのスムーズな流通が確保されていなかった。そういった意味で、マーケティング課が設置され、川下対策ということで、直売所も含めて、川上から川下までの流れを、農林部の職員として意識をし出してきたところも大きな転換になってきているのではないかと考えています。

いずれにしても、ご指摘のように耕作放棄地率は依然として高く、また担い手不足もあります。それと、実際の農家の方が農地を手放さないという大きな課題もあるわけです。いかに農家の方の意見や思いを酌んで、それを実践していくということが、ちょっと格好いいことを言うかもわかりませんが、我々の仕事であると思っています。ですから、県内に約100組おられる指導農業士の方との意見交換や、若い4Hクラブの方との意見交換などで、現場の意見や課題も聞かせていただいて、それを農林部の成果、政策として展開し、なおかつ、その川上から川下までの流通を図っていくことが今、重要なことだと思いますし、これからも重要なことではないかと思っています。

5年間という長い期間ですので、短い時間ではなかなか言えませんが、今、ご質問いただいたので、私の思いを述べさせていただきました。ありがとうございました。

○小林委員 終わります。

○阪口委員 昨年とはきのもりのことで発言しましたが、今回は、ミツバチのことでお話をしたいと思います。

まず、「平成30年度一般会計特別会計予算に関する説明書」180ページの10、県産蜂蜜ブランド確立事業費73万円について、その詳細をお聞きしたいということです。

○桜木畜産課長 今、阪口委員から質問がありました県産蜂蜜ブランド確立事業についてですが、この事業は、平成28年度より事業化しました。平成28年度は、県産蜂蜜のブランド化に向けて、奈良県養蜂農業協同組合が実施する、品質の高さと安全性を保証することを要件とした、奈良県産高級蜂蜜大和の雫の立ち上げを支援しました。今年度は、昨年8月1日に報道発表を行い、8月8日より大和の雫の販売を開始しています。その販売

促進のためのポスター、パンフレットの作成を支援しています。さらに科学的根拠に基づいた蜂蜜の検査方法について、東京都町田市にある玉川大学と連携しながら検討も進めています。来年度は、ブランド認証制度への登録を目指し、蜂蜜の成分を分析し、認証基準となり得る項目について調査をします。また、さらなる大和の雫の販路拡大のため、首都圏を中心とした大消費地での商談会やネット販売による販売強化への取り組みに対し、支援を考えています。以上が県産蜂蜜ブランド確立事業の事業内容です。

○**阪口委員** ミツバチには、セイヨウミツバチと日本古来からすむニホンミツバチの2種類がいるかと。この事業は、どちらのミツバチを対象にしているのかお聞きしたいと思います。

○**桜木畜産課長** セイヨウミツバチを対象にしています。

○**阪口委員** この事業そのものに反対というわけではありません。セイヨウミツバチも、農家の方など蜂蜜をつくるということで需要等もあるので、県産ブランド確立は重要な課題と考えています。

ところが、ニホンミツバチは、伝染病等で壊滅的な状態にあると。私の拙い説明よりも、きょうは冊子を持ってきました。この冊子は、トヨタ環境活動プログラムの助成を受けて、ビーフォレスト・クラブがつくられたものです。

1ページを説明しますと、大和ミツバチと書いてあるのは、ニホンミツバチのことでして、このミツバチがいることで相互依存の生態系が生まれ、ニホンミツバチの日本の森への受粉実績は、はかり知れない外部経済効果があると書かれています。

その代表の方が述べられている文書を一部読まさせていただきます。日本には太古の昔から野生のニホンミツバチが森にすんでいますと。四季折々の草木の花を受粉して、木の実や種をつくり、動物たちが養い、豊かな日本の森をつくってきました。また、人間が農業を始めると、野菜や果物などの受粉を行って、ここで大事なところは、農作物の生産を手伝ってきましたというところかと思うのです。例えば農作物でいえば、8ページにスイカ、トマトなどの野菜の絵が出ていますが、ニホンミツバチがいることで、農業に関して受粉率が高まっていくと。このニホンミツバチが非常に壊滅的な状態にある理由の一つは、伝染病かと。その伝染病のことについてお聞きをしたいと思います。

○**桜木畜産課長** 今、阪口委員お述べの蜂の伝染病ですけれど、平成27年11月に県内のニホンミツバチの飼育者で、蜂の幼虫が死亡するウイルス性の疾病なのですけれど、サクブルード病の発生が確認されています。また、平成28年1月には、これも奈良県で

初めてだったのですけれど、アカリндаニ症の発生を確認しており、このアカリндаニ症というのは、働き蜂の気管内に寄生して、感染がひどくなると働き蜂は飛べなくなり、寄生された群は高い確率で消滅するという怖い病気です。

現在これらの伝染病は、セイヨウミツバチではほとんど感染例がなく、ニホンミツバチは感染が広がり問題となっています。県にも家畜保健衛生所がありまして、そこから家畜保健衛生所の広報紙、家保だよりで注意喚起を含め、情報提供、衛生指導を実施しているところです。以上です。

○阪口委員 もう一つお聞きしたいのは、質問するに当たって、ビーフォレスト・クラブ代表の吉川さんとも複数回お会いして、ここのセミナー等も受けて勉強はしていますが、専門家の方と県の職員の方とは大分、知識の差はあると思います。

もう一つは、セイヨウミツバチが逃げて野生化し、ニホンミツバチの巣箱に入ったりすることで、ますますニホンミツバチが絶滅の方向にあると言われるのです。この間の電話では、奈良盆地ではほとんど、巣箱にニホンミツバチが入っていないということだったのですが、その野生化についてお聞きします。

○桜木畜産課長 セイヨウミツバチの野生化ということですが、もともとミツバチの習性として、群が大きくなる、あるいは女王バチが中心のコロニーをつくっていますので、女王バチが弱ってきたら分蜂ということで、一つの群から出て新しい群をつくることがあります。

ただ、セイヨウミツバチを商業ベースでされている方は、当然その辺の管理はきちんとされているように私は認識していますので、セイヨウミツバチが野生化して、ニホンミツバチが減っているというのは、何とも言えないところです。以上です。

○阪口委員 要するに、県としては、セイヨウミツバチの助成等はされて、育成は力入れられていると。ニホンミツバチは、簡単に言えば、ほったらかしという印象を受けるわけですが、印象だけです。

昨年、平成29年2月に山本議員から、本会議でニホンミツバチについて、ミツバチは、食物の受粉を手助けするポリネーターであると。生物多様性を保全していく上で重要であるという質問をされ、福谷農林部長から前向きな答弁等がありました。

その部分を一部読みますと、ニホンミツバチをはじめとする貴重な動植物が、生息しやすい森林づくりを進めていくという答弁で、ありがたいと思っています。先ほども福谷農林部長から、農林部長としての5年間の熱い思いを聞きまして、非常に頑張っていたい

たという気持ちを持っています。

そこで、もう一方、こういう答弁がありましたので、農林部長として、この答弁がどのように頭の中か、実際に進んでいるかもわかりませんが、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○福谷農林部長 今、阪口委員お述べのように、昨年2月議会で山本議員の質問に、私がお答えしました。そのときにも触れさせていただいたと思いますが、現在、紀伊半島大水害で大きな災害が起こったことを踏まえ、また、全国豊かな海づくり大会を誘致、開催したことを契機として、今後の奈良の山がいかにあるべきかを考え直す機会にしようということで、全国豊かな海づくり大会は、山、川、海の水循環を考えたときに、適正な山づくりをすることが海づくりにつながるということで、全国豊かな海づくり大会が奈良県で開催されると我々は理解しているわけです。そういう中で、本会議で、何度も知事から答弁していますように、現在、スイスを参考とした森林環境管理制度の導入を検討しています。

その森林環境管理制度には、生産、防災、レクリエーション、生物多様性の4つの大きな柱があります。生物多様性というのは、一元的に適正に管理することが、奈良県にふさわしい、新たな森林環境管理制度の構築につながるのではないかという発想、考え方に基づいているのですけれども、スイスでは、国家資格を持ったフォレスターが森林を管理しています。その管理については、当然森林の所有者のほか、林業関係者、行政関係者、観光産業の関係者、自然保護団体などの幅広い関係者の合意を得て、経済性と環境保全が両立する森林管理が行われており、その点も参考にして、奈良県の森林環境管理制度の導入に向けて対応していかなければいけないのではないかということです。そういう考え方のもとに、森林の持つ4つの機能の一つである生物多様性の保全には、生態系の中で重要な役割を担っている動植物が生息しやすい環境づくりが重要であると。先ほど申し上げましたように、その自然保護団体との意見交換など、意見を聞くことがそのあらわれですけれども、動植物が生息しやすい環境づくりが重要であると考えています。さまざまな植物の受粉を促す、このパンフレットの中にもニホンミツバチの役割の中でポリネーターという言葉が出ていますが、そういう受粉を促すポリネーターであるニホンミツバチも生息しやすい森林づくりは、どちらかというと、吉野林業は、杉、ヒノキという針葉樹中心ですけれども、逆に広葉樹も含めた針広混交林というのも大事であろうという議論もしている中で、ニホンミツバチも生息しやすい森林づくり、すみやすい環境をつくってあげることが、ニホンミツバチの振興にもつながるということで、そういう観点、視点に立って、その検

討もしていきたいと考えているところです。以上です。

○**阪口委員** 県は今まで積極的に協力していただいている部分もあると思うのです。ニホンミツバチがすむために巣箱を、民俗博物館、柿博物館など8カ所ぐらいに、このビーフォレスト・クラブの巣箱を置かさせていただいていると。先ほど福谷農林部長から、団体との意見交換もして、生物多様性、広葉樹も植えるという、そういう森林づくりをしていくということで、非常に前向きな発言もしていただいたと感じています。

具体的に言うと、大和ミツバチが減っているか、ふえているかという生息調査も要ると思うのです。そこらも今は、この民間の団体の方が、近畿地方のあちこちに行かれて調査をしていると。パンフレットの7ページに巣箱を置いたところのマップが描かれているわけです。この方たちは、営利事業を追求しているわけではないので、私も協力をしているということです。県も、ことしはもう無理ですので、将来において調査をする事業費等の検討もさせていただくとありがたいのですが、どうでしょうか。

○**福谷農林部長** 私が今、阪口委員の質問を踏まえて考えているのは、いずれにしても、ビーフォレスト・クラブという団体が中心になってやられているということで、先ほど森林環境管理制度の導入を含めた森づくりについては、自然環境団体との意見交換が必要と申しあげましたけれども、その一環で、一度その団体の方とお話をさせていただく機会をつくらせていただいて、その中で、県として、いわゆる環境管理制度の、生物多様性を含めた森づくりにどうかかわっていくというか、森づくりをしていく上でどうなのかということもあわせて意見交換をさせていただいて、その上でご検討させていただければと考えていますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○**阪口委員** 最後です。非常にありがたい答弁をいただきました。福谷農林部長におかれては、5年間、奈良県の農林業の発展のためにご活躍いただきましてありがとうございます。お礼を申し上げて終わります。

○**大国委員** 1点だけ、質問をさせていただきます。

予算審査特別委員会初日にも質問をさせていただいた食品ロスの削減についてです。

平成28年9月の代表質問で、産業廃棄物実態調査の中で得た数値等を基礎資料として、今後活用したいということで荒井知事からの答弁があり、繰り返しになりますけれども、本委員会初日に景観・環境局からも聞かせていただきました。製造の過程で出る食品残さが約1万3,000トン、非製造の部門から出てくる食品残さが約1万4,000トンということで、川下に行けば行くほど多くなっている実態が明らかになったところです。

荒井知事の答弁に戻りますけれども、こういったエビデンスや基礎資料、数値等を県民に理解をしていただけるように広く提示をしながら、今後食品ロスの削減に向けた積極的な取り組みを行っていききたいという答弁でした。今のところ、こういった数値を踏まえて、どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねしたいと思います。

○辻本マーケティング課長 食品ロスについて、お答えします。

景観・環境局からもお答えがあったとおりですけれども、食品の製造、流通、消費のプロセスの中でも、特に川下の小売店・飲食店、家庭から発生する食品残さの再生利用が難しいという点を踏まえ、農林部としましても、県民をはじめ小売・飲食関係事業者に対し、食品ロスの削減に向けた周知を図ることが必要と考えています。

具体的には、農林部としては、県のアンテナショップ、奈良のうまいものプラザや県内の農産物直売所と連携し、食事客や買い物客に対する食べ残しの防止、購入した農産物等をご家庭で食べ切っていただくことの啓発、県内の食関連イベントの来場者に対して、購入した食事の食べ残し防止の啓発など、国や他府県の取り組み等も参考にしながら検討していきたいと考えています。また、食品リサイクルの観点から、食品製造副産物、余剰食品や調理残さ等を利用して製造された家畜用の飼料であるエコフィードについても、引き続き利用促進に向けた取り組みを行っていきます。

これらの取り組みは、一つの部局にとどまるものではなく、国においても農林水産省、環境省、消費者庁など5省庁が連携して食品ロス削減国民運動を推進していますので、県としましても、庁内関係部局が連携して取り組みを進めていきたいと考えています。以上です。

○大国委員 食品ロスの数字が、家庭部門等含めて飲食店、食べられるのにほかしてしまうという、もったいない現状が浮き彫りになっているわけです。今、辻本マーケティング課長から答弁がありましたように、国においては農林水産省のホームページの中でも食品ロスの削減ということで、非常に充実した内容となっています。

どういった取り組みをしているかといいますと、例えばノー・フードロス・プロジェクトといって、国民みんなでこの食品ロスの国民運動を盛り上げていきましょうと。商慣習検討といった取り組み、外食における食品ロス対策、「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン、自治体との連携、フードバンクの取り組みに対する情報提供もされている状況です。

もう少し詳しく見ていきますと、例えば平成29年度の外出時の「おいしい食べきり」

全国共同キャンペーンの中で、今、全国の都道府県が実施しているキャンペーンの内容が紹介されていますが、47都道府県のうち39都道府県がこういった取り組みを積極的に、もう既にやっつけちゃると。残り8府県がまだという状況でして、奈良県としてもしっかりと取り組んでいただきたいと願っているところでもありますし、また要望させていただきます。

去る3月6日に、我が党の衆議院議員が環境委員会で、この食品ロスについて質問を行いました。その際の政府答弁ですけれども、第4次循環型社会形成推進基本計画に、我が国の家庭から出る食品ロスを2030年までに半減する目標を記載することを検討していると、削減に向けた啓発や自治体の取り組みを支援していくと答弁されています。したがって、国だけではなく自治体、あるいは各種団体、国民の皆さんを巻き込んだ取り組みが必要だろうと感じている次第です。

なぜこういう運動が広まっていくかという、皆さんご承知だと思いますけれども、本当に日本でも子どもの貧困、また世界に目を向けますと、食べたいのに食べられない子どもたちがたくさんいる中で、先ほども申し上げましたが、奈良県内で約14,400トンの食品残さを出して処分をしている状況を考えると、もっと有効活用できないのかということ、また適切に、そういうことをしっかりと考えていく必要があるのではないかと。また食品ロスはメーカーや小売店、レストランなどの事業所の利益率を下げているという説もあり、こういった取り組みは非常に重要だということから、繰り返し質問をさせていただいているところです。

先ほど辻本マーケティング課長から答弁ありましたように、国は消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省の5省庁が連携して取り組んでいます。ぜひとも庁内でもというお話ですが、もう一度、啓発など何ができるかを含めて、強力に取り組んでいただければと思います。私も最後に、この流れで福谷農林部長に答弁を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○福谷農林部長 辻本マーケティング課長が答弁しましたように、食品ロスについては、ご承知のように、私は、農林部へ来る前は環境局にいまして、廃棄物関係の課長もしていました。そのときに当然、景観・環境局のほうでご質問をされているということですので、私がそのことについてくどくど言うことではないのですけれども、いかに食品残さが出るのを少なくして、省力化していくかが大きな課題だと思います。

一方、農林部で、いわゆるエコフィードという飼料用として食品ロスを使うという視点

に立って考えますと、例えば養豚農家については、ネギは豚にやってはいけないと。何を言いたいかという、排出する部分で使えるものと使えないものがあるというのは事実で、そういった意味では、使うほうだけのPRではなしに、排出するほうにも一定の理解を求めていかないと。出す段階である程度の分別もしていただかないといけないということが非常に重要なことでもあろうと思いますし、有効な利用を推進していく上でも大事なことだと思います。そういった意味では、一つの所管部局だけではなしに、庁内で連携をとっていくことが非常に大きなことだと思いますし、それを実践していくことが、この食品ロス、食物残さを少なくしていくための第一歩になるかとも思っています。

当然農林部としても、エコフィードについては推進し、逆に言いますと、エコフィードを使って育てた家畜の肉質などもきちんと調べて、最終的な結論は出ていないと思いますが、エコフィードを使えば、いいお肉がとれるということであれば、それもPRをしていくということで、排出元と排出先、それと利活用する所管がうまく連携をとって対応していくのが非常に大事なことだと意識をしているところです。以上です。

○大国委員 やはりそういった観点も必要ですし、私たち一人ひとりの心がけも大事かと思えます。特に外食は、職員の皆さんも多いかと思えますけれども、場所によってはなかなか全て食べきれない状況にある場合もあるかと思えます。各自治体では、3010運動、最初の30分間、最後の10分間は席に着いてしっかりと食べるという運動までされているところもあるわけで、一人ひとりの心がけ、啓発という分野で力を入れていただければと思いますので、しっかりとお取り組みをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○山村委員 まず最初に、商店街の対策について伺います。

近ごろ高齢者の方から、近くに商店がなくなって買い物に困っているという相談が非常によくあります。高齢化が進む中で、自動車に乗れないと買い物に行けない、日常生活にも支障が出ている状況があります。私はこのことで昨年の9月議会に、決算審査特別委員会でも質問をしました。

衰退している商店街の問題について、県はどのように認識をされているのか、今年度の予算では、商店街対策については全くありません。昨年の答弁で、中小企業庁は3年ごとに全国調査を行っており、平成27年の調査で、県下では衰退しているが35.3%、衰退のおそれがあるが31.6%ということでした。県はこれを受けて、空き店舗対策ということで、御所市で実験店舗の運営を行っていたということでもあります。この結果はどう

だったのでしょうか。それも踏まえて、来年度予算では何の取り組みもないということは、商店街の問題は今、課題ではないということなのかを伺いたと思います。

○前野産業振興総合センター所長 商店街の取り組みということです。

山村委員がお述べのように、中小企業庁では、3年ごとに全国調査を実施しています。この全国調査を踏まえて、商店街の衰退ということで、こちらは買い物環境の悪化にもつながり、また県では、商店街の空き店舗の流動化、魅力ある店舗の存在が課題であると考えているところです。

そこで、空き店舗の流動化を店舗の起業と結びつける実験店舗を、御所市新地商店街で実施したところです。

なお、平成29年度は御所市、商工会、商店街と協働させていただき、商店街において、複数の空き店舗を家主から借りまして、2日間のオープンシャッター事業を実施したところです。昨年5月に1回目を行い、先日の3月3日、3月4日ですけれども2回目の、2日間のオープンシャッター事業を行ったところです。

具体的には将棋会館、立ち飲みカフェ、八百屋などをオープンさせました。そして地域の買い物の場所としての魅力向上を目標として、期間限定の実証実験を行ったところです。来年度以降も、地元と協働して継続していきたいと考えています。以上です。

○山村委員 実証実験をされたということですが、予算には結びついていないということです。来年度以降もやりたいとおっしゃいましたけれども、来年度の予算は全くないということです。

実証実験の結果、どういうことがわかって、どう教訓にしていくのかということも何もなかったのですけれども、今の商店街の実情は、どこを見ても高齢で、後継者がいないなど、いろいろな地域経済の事情もあると思うのですけれども、悩みを抱えていらっしゃる状況があるのではないかと考えています。

私は、実際に困っている当事者の皆さんの思いや要望を聞き取って解決の方向を一緒に考えていくことが要るのではないかと。今、商工会の方々と一緒に事業をやられたとおっしゃっていますけれども、それも一つだとは思っています。もっと発展させ、地域の方々みずから立ち上がって頑張るようにならないと解決できない問題だと思うので、そのために県がどういう役割を果たせるのかを考えてほしいと思っています。

小規模企業振興条例で、県の責務ということもうたわれていますけれども、やはり県には県としての役割があると思うのです。今の商店街の状況は、苦境にあるところ、あるい

はそのおそれがあるところを合わせると6割、7割という状況にあるわけですから、奈良県中見回しても元気なところが本当はないという状況です。もっと力を入れて、真剣に取り組んでいかないといけない大きな課題だと思いますが、そういう取り組みには全然見えないのです。その辺いかがでしょうか。

○前野産業振興総合センター所長 山村委員におっしゃっていただいたように、実際の声ですけれども、商店街、商工会、地元市町村、そして商店会の振興組合連合会等それぞれからの声を聞かせていただいて、しっかり連携しながら、また地域の実情を踏まえながら、活性化の対策進めさせていただいているところです。

2日間のオープンシャッター事業を、3月3日、3月4日にさせていただいたところです。私も行きましたが、将棋会館では、小さな子どもから高齢者の方まで、またこのときには、御所市出身のプロ棋士の方も来ていただいて、対局のアドバイスや、実際に対局などもしていただいたということです。かなり遠方から、また県外からも来られたと聞いています。立ち飲みカフェについても、やはり立ち飲みというスタイルで、知らない方同士での会話も弾んだ等々聞いています。

また、平成30年度予算で、県としては、販売力強化などのマーケティング講座などを実施して、人材育成を通じて県内の商業力を高め、魅力ある店舗、そして魅力ある商業集積の一助としたいと、人材育成のほうでやっていきたいと考えているところです。以上です。

○山村委員 将棋会館を使われたり、人が集まってくれていただくようないろいろな工夫をされて、人は来られたということですがけれども、商店街をどうやって盛り上げて、本当に生きた商店街にしていくために、活性化にどうつなげていくのかということになかったら、やっただけで終わってしまいますので、何の効果にもつながっていかないのではないかと懸念します。

さらに、私が思うのは、やはりそういうところに、実際の方々が参加をして、意見交換をできるような場をつくるのがなかったら進んでいかないのではないかと思います。

他府県の先進例もたくさんあります。そういうところのお話も聞いておりましたら、やはりまずは県職員の方、あるいは市職員の方が商店街一軒一軒、例えば200軒全部にお話を聞いて、どういう問題があるのかを聞き取って、それをどのように見据えて、政策に結びつけていくのかという立案を考えるという形で、真剣に汗を流してやっていただいているところが実を結んでいくことにつながっていると思います。なので、反対に言えば、

本当に今の状況は、これからいろいろな形で手を打っていく可能性という点では、物すごくあるということです。本当にしっかりとやっていただきたいと思います。県の果たすべき役割もそこにあるのではないかと考えていますので、このことをお願いしておきたいと思います。

次に、農業のことでお伺いします。

先ほど小林委員からもお聞きしていますが、今、農業、林業、農山村全体に大変深刻な危機が広がっていると思っています。とりわけ農地が減少して、耕作放棄地がとどまらずに広がっているという状況、それから、日本が先進諸国でも最低の食料自給率38%となっているということです。こういうことから考えても、食料の問題、国土保全の問題は、本当に手を打たなくてはならない状況ではないかと考えています。

こうしたことが起こってきた背景には、やはり農産物の輸入自由化をして、国内の農林漁業を犠牲にしてきたという政治のあり方があるのではないかと考えています。しかし、今日まで、現場で農業を支えてこられたのは、多くの農家の方々、圧倒的多数は家族経営の小規模な、本当に小さな農家の方々が頑張って米をつくって、自然を守ってこられたのではないかと考えています。特に奈良県では小規模なところが非常に多い状況だと思います。

こういう中で、県の耕作面積の4分の3を占めていたのが稲作です。どんどん、米がつかれなくなって、遊休地がふえていく状況にあるということで、10年間で1,600ヘクタールの水田が失われてしまったという状況にまでなっています。こういうときに、本当に奈良県はいろいろな施策をやっていただいていますけれども、小さくても頑張っている、米づくりを守ることもしっかりとやっていただかなくてはならないと思っています。

米の価格が一度暴落して、その後、2015年以降は回復傾向ではあります。生産コストで見ると、大体1俵当たり1万5,390円かかると全国平均で言われているのですが、価格としては1万3,000円しかないということなので、赤字になっている状況です。こういう中でも、政府は食糧管理法を廃止して、米価が市場任せになっている。さらには2018年、米生産数量目標の配分廃止をして、米の直接支払交付金を廃止するということです。この直接支払交付金は、わずかとはいえ、生産調整参加農家には10アール当たり7,500円を一律に支払うということで、赤字部分を補填するために確実に見込める収入でした。2017年度総額714億円と言われてはいますが、その廃止

は農家を直撃するし、特にお米をたくさんつくっている大規模生産者には大きな影響になると思います。ちなみに、奈良県では、この影響額は幾らなのかお伺いしたいと思います。

本来食料である米の需給と価格の安定に政府が責任を持たなければならないのはわかっています。しかし、県としても、小さいながらも懸命にお米をつくり続けている方や、集落営農などで頑張っている米づくりを支援する対策が必要だと思うのですけれども、その点に関しての県の取り組みを伺いたいと思います。

○田中農業水産振興課長 お答えします。

まず、米の直接支払交付金の交付額ですけれども、平成29年度は、まだ確定していませんけれども、近畿農政局奈良支局によると、約7,800万円が奈良県に支払い予定と聞いています。

また、本県の米づくりの支援ということですが、具体的に申しますと、県ではJAと協力して、新たに稲作にチャレンジするやる気のある農家を対象として、米づくりの研修会を地域ごとに開催しています。また、県の農業研究開発センターにおいては、高品質な米づくりに欠かせない、農家に配布される優良種子の親となる、いわゆる原原種を栽培・確保しています。さらに、現場については、県の農業研究開発センターで作成した水稻ヒノヒカリの高品質良食味米生産のポイントに基づき、普及指導員による現場指導を実施し、品質向上等に努めているところです。また、特に兼業農家におきましては、育苗、乾燥調整などを自分でやっている方もおられるのですが、それについて、国の事業等を活用して、県下10カ所の水稻育苗センター、15カ所の大規模乾燥調整施設、ライスセンター、カントリーエレベーターなどを設置し、農家に活用いただいているところです。また、これはどちらかという地域振興になるのですけれども、国の日本型直接支払制度により、水路の泥上げや農道の維持・補修などの地域の共同活動や、中山間地域等条件不利地の農業生産活動を継続する活動に対して支援を行っているところです。

今後、持続的に米生産をすることになりますと、コストの低減が非常に必要になると思っています。そのことについては、集落営農による機械の共同化や、リタイアする農家から農地を借りるなど農地の利用集積を進め、農地の団地化を進めるなどして水田を大規模な区画にしたり、排水不良を改善して畑地化を行うことにより裏作、二毛作をするなど、経営基盤の強化を図る仕組みを推進する必要があるのではないかと考えているところです。今後とも、米づくり、水田農業の振興の観点から、意欲ある農家の収益向上と省力化、コスト低減を図る取り組みを総合的、段階的に進めていきたいと思っています。以上です。

○山村委員 県としても、米づくりを応援しなくてはならない立場であることはわかりましたが、今、米づくりで一番行き詰まっているのは、価格の問題です。答弁にもありましたように、コストと実際に売れる価格の差が赤字という状況になって、つくればつくるほど大変という状況があるということで、やはり安定して続けていくには、相当の無理がある状況になっているところを改善しなくては続けられないと。所得補償はなくてはならない、不可欠なことであると思います。

もちろん国の責任であることとは思いますが、奈良県の水田を守ることは、奈良県全体の環境保全、あるいは安全を守っていくという意味でも大切なことですし、日本全国どこでも米をつくることのできる状況があるということが国の安全保障につながっていると。食糧危機という状況のときでも、食料自給率が下がっているときであっても、県内できちんと米をつくることのできるということを保持していかななくては、命の安全を守っていくこともできないということもありますので、今、お答えいただいたお米に対する思いを本当に県としても、国に、所得補償をもっときちんとするべきと求めることと、県としても何らかの所得補償できないのかということ、ぜひ考えていただきたいと思います。これは要望しておきたいと思います。

次に、近年自然災害が多発しており、県内でも豪雨災害、台風災害などで深刻な被害が続いています。他府県の地震災害も、奈良県にとっても決して他人事ではないと思っています。農地や山林、道路などの復旧は進められていますけれども、農産物や農機具など、直接生産にかかわる被害についての救済制度は、公的にはほとんどなく、共済制度などでの備えだけになっています。収入保険を創設するという一方で、農業共済制度での米や麦などの当然加入制度が廃止になって、共済事業の縮小、弱体化も懸念されている状況にあります。災害時には、自力の少ない弱者ほど大きな影響を受けることとなります。実際頑張っていた高齢者の方が、災害で農機具が壊れてしまって、生産意欲をなくしてしまったという困難事例もお聞きしています。県として、多発する災害時の支援策については、どのようにお考えになっているのかお伺いします。

○田中農業水産振興課長 農業災害を受けた農家の支援についてお答えします。

先ほど山村委員がおっしゃいましたけれども、県の基本的な支援としましては、備えとしての農業共済制度の加入促進、被害発生時には、農林業セーフティネット資金などの制度資金の活用、営農再開に向けての普及指導員による栽培指導、経営指導の普及活動を行っているところです。

まず、農業共済については、自然災害等による損失を保険のスキームで補填する農業経営のセーフティーネットです。共済加入者が被害のあった水稲や果樹、ビニールハウスなどの園芸施設や農機具等に関して、被害程度、掛金に応じた共済金を受け取る仕組みとなっています。また制度資金については、被災された農家の営農再開を支援するために運転資金を融資する農林業のセーフティーネット資金や、被災された施設の復旧に利用できる農業近代化資金などの農業制度資金が準備されているところです。

今後も引き続き、市町村、JAなどの農業関係団体と連携して、共済制度の加入促進や制度資金の活用案内、普及指導員による技術指導・経営指導などの普及活動により、被災された農家の方々に寄り添い、支援していきます。以上です。

○山村委員 共済制度やセーフティーネットがあるということで、どちらも大切な制度だと思っています。共済制度なども、今後もきちんと運用ができるよう県としても支援していただきたいと思っています。

しかし、被災された方々が早期に経営を再開できるように、他府県では、農機具や農業施設の復旧に、県独自の施策を行うところもあるように聞いていますが、今後県としても、災害被災されたときの支援策をしていただけるように備えをしていただきたいと思います。ぜひ今後検討していただきたいと、お願いしたいと思います。

次に、レストランときのもりやNAFICでは、フードクリエイティブ学科やレストランオーベルジュの運営などをされています。これらは、奈良県の農業を活性化させるということでされていると聞いています。農業振興ということだと思えるのですが、どのように農業の振興に役立っているのかについて伺いたいと思います。

○辻本マーケティング課長 私からは、ときのもりの農業振興に対するかかわりについてお答えします。

まず、ときのもりのもともとの開設目的ですが、農産物の品決め、値決めについては、東京を中心にされており、東京で高い評判を得れば、それが全国に波及すると、トップセールスの折に東京の市場関係者からアドバイスを受けたことで、県は首都圏における農産物の販路拡大に取り組む中、奈良の食のイメージアップとブランド化を図ることを目的に、平成28年1月に東京白金台に、レストランときのもりを開設したところです。

ときのもりでの事業展開を通じて、首都圏への販路拡大を進めることで、生産者においては、流通チャンネルの増加、利益の確保等が見込まれており、具体的な効果としては、首都圏市場の流通に関して、ときのもりがない平成27年度と平成28年度の対比では、

大和野菜である大和まなが、平成27年度の864キログラムの流通量が、平成28年度には1,468キログラムと、69.9%増加しておりますし、県産農産物を取り扱う東京市場での仲卸業者やレストランもふえている状況です。奈良の食のイメージアップ、ブランド化という開設目的については、ときのもりのミシュラン一つ星の2年連続の獲得、約160の雑誌等のメディアでの紹介などが上げられると考えています。

今後も、ときのもりなどを活用した県産農産物のPRを通じて、首都圏での県産農産物のブランド化、販路拡大に取り組むことで、一足飛びに効果はすぐに出ないかも知れませんが、生産者の利益向上や生産拡大を図り、県内の農業振興に寄与してまいりたいと考えています。以上です。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） NAFICのフードクリエイティブ学科は、農業振興にどのように役立っているのかをご説明します。

奈良県の農業を元気にするためには、食が大きな役割を果たすと考え、NAFICではファーム・トゥ・テーブルと言われる農場から食卓までのつながりを深めるために、食と農の学科を接続し、県産農産物の生産、調理、加工などを担う食と農のトップランナーを育成する施設として、平成28年4月に開校したところです。県内生産者とその併設したオーベルジュのシェフとの交流により、地域の農産物がシェフによってさまざまな料理の材料として使われており、シェフの求めに応じた新しい作物を生産するなど、県内生産者とのよい関係が築かれているところです。このようなことから、農業のことをよく知った、食材のことも理解したシェフをふやすことは、今後県内、奈良県農業の振興にとって重要だと考えているところです。

この春には、1期生の学生たちが卒業するわけですが、両学科の学生交流を通じて、卒業後もフードクリエイティブ学科の卒業生が、県内のレストランやカフェで、アグリマネジメント学科の卒業生が生産する農産物を使ってと、お互いの卒業後も両学科生の交流も期待しているところです。こうした食と農の交流事例がふえていって、さらに県内全体で両業種の連携が深まって、県産農産物のブランド化が進み、ひいては農業の発展に寄与していくことを期待しています。以上です。

○山村委員 ときのもりでレストランをされたことによって、大和まなの出荷がふえたと聞こえましたが、直接そこから売ったわけではないので、そのことが原因だと言えるのかどうか疑問があります。

今おっしゃった中で、首都圏での宣伝効果があると、メディアにもたくさん取り上げら

れたということですが、そういう効果があるのなら、何も東京でなくても、奈良県でレストランをして、そのことがすごく広がっていけば、大きな宣伝効果があると思います。価格が東京で決まるということですが、それについては、荒井知事も直接市場に出かけていかれて、PRもなさっていらっしゃいますし、さらにはアンテナショップとして日本橋の奈良まほろば館などがありますし、大変場所がよくて効果的だと思っているのですけれども、そういうところでも十分PRができると思うのです。

ときのもりの場所は、非常にへんぴな白金台で、大通りからも外れたところであって、行って探したのだけれども、どこかわからなくて、なかなか大変だったのです。そういう場所的なこともあって、確かに雑誌に載れば、よく知っていただけると思うし、関心を集めることはわからないわけではないのですけれども、わざわざ県が、多額の出資をして続けていく意義が果たしてあるのかという点では、私は非常に疑問に思っています。本当に奈良県の作物のよさを知っていただいて、食べておいしいと思っていただけるためには、一部の人しか来られない高級なレストランで提供するのではなく、庶民の食卓に毎日上る形での普及が一番いいのではないかと思います。そういう意味では、方向性がすごく間違っているのではないかと思います。価格は高く、庶民の宣伝にならなくて、しかも、経営的に物すごく苦しいのに、年間2,700万円をかけて続けていくこと自体、非常に無理があるし、考え直すべきだということを申し上げたいと思います。

それから、フードクリエイティブ学科ですが、定員割れが続いていると聞いています。ことしは新たな卒業生が出られるということです。トップランナーを育成されているということですが、卒業したら、すぐにトップランナーになるのか、卒業生全員がトップランナーになるのか。その方々に、もちろん活躍して頑張ってもらいたいと思いますが、そのことと奈良県の農業を、一体どのように考えたらいいのかという点で、すごく乖離があるように思うのです。卒業生の進路、あるいは定員割れになっている状況も含めて、設定に問題はないのか、その辺の評価をどう考えているのかお聞きしたいと思います。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） まず、NAFICのフードクリエイティブ学科のトップランナーと言いましたけれども、年齢層もいろいろで、経験を持ってNAFICに入られている方もいらっしゃいます。即座に、トップランナーというレベルの方もいらっしゃいますけれども、もちろんまだ新卒の学生で、これから、いろいろ経験を積んでいく方もいらっしゃいます。3年連続定員を満たせなかったことについては、我々の努力が至らなかったと痛感しています。まず1期生が卒業して、就職先が

出てきますので、それに関してはまたいろいろ、きちんとPRをしていきたいと思っています。例えばフードクリエイティブ学科においては、間もなく今週末にも卒業式がありますけれども、東京の三つ星レストランなどで就職する学生、県内の南部・東部地域でカフェをオープンする方、カフェレストランをオープンする方等々、さまざまいらっしゃいます。そういう実績も積み重ねてお示しするとともに、細かいことですが、今スクールバスについては、桜井駅と結んでいますけれども、近鉄橿原神宮前駅にもスクールバスをもう1往復走らせて、通う学生の便もよくするなどの取り組みもして、きちんとよさが伝わるように努力を続けていきたいと思っています。以上です。

○山村委員 3年連続して定員が割れるということは、やはり根本的に見直さないといけないことがあるのではないかと思うのです。きちんとした総括をしないといけないのではないかと思います。

NAFICについては、今後卒業生が活躍されるということは、もちろん私も期待している面もありますけれども、農業にどう役に立ったのかをきちんと県民にわかるようにしてもらわないと、県民の理解が得られないと思います。今後、県はさらに周辺整備を進めていくと聞いています。これは、農業の振興というより、にぎわいづくりが目的で、集客を目的にしているのではないかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 最後に質問がありましたNAFICの周辺整備で、今NAFICがあるところに隣接した場所にセミナーハウスを建設すべく進めているところです。もちろん、NAFICがすぐ隣にあり、その下には県の農業研究開発センターもありますので、食や農を基軸にしたにぎわいづくりということで、宿泊施設も兼ね備えた施設を整備して南部・東部地域、中南和地域の交流人口をふやしていく取り組みを進めているところです。

○山村委員 農業振興というより集客、にぎわいづくりということですが、さらには癒やしのリゾートということも聞いています。この場所に私も行きましたけれども、山というか、中山間地というか、きれいな眺めのいいところですね。いいところです。

（「それは間違いない」と呼ぶ者あり）

そういうところを、どんどん開発して、どんどん物を建てていって、自然を壊していったら台なしだと思うのです。何もつくらず、きれいなその自然を見てもらうところに意義があるのではないのかと思っています。桜井周辺は史跡もありますし、ひなびた感じという。

(「ひなびた」と呼ぶ者あり)

ひなびたというか、本当にそんな感じではないですか。だから、そういうところにマッチしないで、いきなり癒やしのリゾートなど、艶消しかという感じがしていますが、それは私の感じですけれども、本当にそういうものがこの農業大学校に、もともと農業の発展のためにつくられたところに必要なのかと思います。やり過ぎというか、少し趣旨が違うのではないかと感じています。

食は非常に大事ですし、奈良県でいいものをつくって、おいしく食べていただくこともすごく大事なことだと思っています。しかし、私は、子どもたちの学校給食に地産地消で、奈良県の人がつくったおいしい野菜を食べてもらって、それが将来奈良県の農業を発展させていく力につながっていくと思うし、地産地消、食品を普及していくようなやり方で発展させていくところに予算をもっと使って、開発のために使うことは見直したほうがいいのではないかと考えていますので、その点を申し上げて、質問は終わります。

○奥山委員長 それでは、審査の途中ではありますが、休憩に入ります。午後1時から再開しますので、よろしくお願いします。

11:49分 休憩

13:03分 再開

○奥山委員長 休憩を閉じて再開します。

それでは、ご発言願います。

それまでに、午前中の2件について、小坂農林部次長から宿題返しをお願いします。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 午前中に、亀田委員からご質問いただいたシニアファーマーの研修についてですけれども、当時、年齢制限を設けて、定年退職者を対象にした研修制度がありました。平成27年度にその事業は終了しており、後継対策として、アグリチャレンジ研修がありましたけれども、それについては年齢制限なく実施しているところです。アグリチャレンジ研修や農業機械安全使用研修については、リタイアした方も対象にした研修としてメニューをそろえています。また若手向けのまさに20代、30代の青壮年層で農家にインターンシップをするなど、半年か1年かけて研修する制度については、国の農業次世代人材投資資金事業が45歳未満ということに合わせて、おおむね45歳未満ということで、2つのタイプを設けて行っています。

それと、午前中の小林委員からの質問で、答弁した数字で間違っているところがありましたので、訂正させていただきます。農地面積の減少について、畑面積の減少の数字が間

違っており、畑面積はマイナス300ヘクタール、5%減ということで、水田面積の減少率のほうが大きいということです。

それと同じく小林委員からの質問の、県への新規就農関係の相談件数について、新規就農者数の60人と同じくらいの件数とお答え申し上げましたけれども、平成28年度で184件の相談があり、そのうち就農に至らなかった方については、技術的にトライしてみてもやめた方と、農業次世代人材投資資金事業が45歳以上で就農するともらえないことを聞いてやめた方、あとは農地の近くにいい住居が見つからなくて控えている方が多い状況です。以上です。

○奥山委員長 小林委員、よろしいですか。

それでは、ご発言願います。

○川田委員 まず、産業・雇用振興部にお聞きします。平成30年度の予算で、初日にも話をさせていただいたのですが、リーマン・ショック以降景気が悪く、危機モードでありましたが、今は正常モードの交付税措置等に変わってきているということです。危機モードのときには、雇用政策などに非常に特化して組まれた状況でありました。

まず、総括的に伺います。平成30年度における今回の産業・雇用振興部において、危機モードから平常モードに変わっていく中で、どのような考え方で、今回の予算編成に臨まれたのかをお聞きします。

○中川産業・雇用振興部長 リーマン・ショックから立ち上がって、アベノミクスで少しずつ全体的な経済の状況が、おおむね回復傾向ということで、奈良県でも県内の関係機関がいろいろ経済指標を出していますけれども、おおむね緩やかに改善している状況です。

今、川田委員からご質問の危機モードから通常モードに戻ったということで、引き続き力を入れていくものについては、まず一つは、企業誘致と考えています。それと、御所インターチェンジ周辺、大和郡山市、天理市、磯城郡3町の新しい工業ゾーンの創出を考えています。それと販路拡大ということで、県内のいい商品を、もちろん県内でも皆さんに知っていただくこととあわせて、首都圏や海外に展開をすることに力を入れていきたいと思っています。漢方プロジェクトも進めていますけれども、引き続き、力を入れていきたいと思っています。

就業の関係になりますけれども、引き続き、地道に県内の就業率を上げていきたいと思っています。奈良県だけではできませんので、学校や企業、労働局、経済産業局と連携しながら、少しでも県内の学生の就職を県内企業に結びつけていくため、経済や雇用関係で

は、特効薬はなかなかありませんが、今までやってきたことをさらに充実し、力を入れて、奈良県の経済が少しでもうまく回るように投資をしていただき、雇用が生まれて消費につながり、県内の経済がうまく回るように対応していきたいと思っています。以上です。

○川田委員 ことは、経済産業省から、平成30年度の経済産業政策の重点ということで、国の施策、特に地方に関連してやっていこうということが上げられています。産業の中身については、各企業の個別のことになりますが、行政として、今後どういったものに取り組んでいけばいいかと、かなり細かくいろいろ書かれています。まず1点が、人材不足への対策です。これはこども・女性局も取り組まれています。女性、高齢者、大企業等々のミドル人材、または外国人等の活躍の支援ということで上げられています。特に奈良県の場合、有効求人倍率が非常に今、高くなってきています。これはあくまでも金融政策の影響で非常に高い状況が続いており、低金利政策等々を行った中で、資産価値が上がってきたと。そうなってくると、次は労働賃金ということになってきますから、これを上げるためには当然人手不足になって、労働賃金が上がり、若干のインフレに向かうのではないかという予測がされているのです。

消費者物価指数ですが、今までの平均が下がっている分もありますから、ようやく戻ってきたというところ。一番大事なのは、バブル以前のもとの状態にいかに戻っていくかということが、現在目標として置かれているのですけれども、これにはやはり人材不足にどう対応していくかが、一番大きな材料ではないかと思います。雇用政策課では、雇用政策を取り扱っておられますが、平成30年度において人材不足に関して、どのような取り組みをされるのか、お聞かせいただきたいと思っています。

○石井雇用政策課長 人材不足の対策ですが、本県は、県外就業率が高いということ、また、川田委員がお述べのように県内企業では人手不足が課題になっていますので、離職者の再就職を充実させ、県内で雇用が循環するような施策に取り組んでいきたいと思っています。このため、県庁版ハローワークとして、求職者に対し必要な相談支援やカウンセリングを行いながら、求人側に対しては人材ニーズを聞き取りながら条件調整を行い、個別丁寧なマッチングを行っていきたくて考えています。また、企業側においては、高度なスキルや豊富な経験を持った人材を確保したいという意見もありますので、そうした就職あっせんを進めていきたいと思っています。また離職者のステップアップのためにはスキルを高めていくことも大事ですので、高等技術専門校で職業訓練を行うとともに就業支援員を配置し、訓練修了者の県内就職に結びつけていきたいと考えています。

次に、人材不足の一つの観点として、県内事業所における働き方改革の推進も大事だと思っています。このため県においては、働き方改革を進めることが生産性や人材確保につながるということを伝えながら、業種や取り組み段階、従業員規模等に応じた支援になるように心がけたいと思っています。来年度においても、社会保険労務士等の専門家を個別企業に派遣し、好事例を創出したいと思っています。そうした取組で、働き方改革の機運を高め、人手不足の解消に努めていきたいと思っています。以上です。

○川田委員　るるお述べになっていただいたのですけれども、根本的にはこれから人材が不足していくという、労働者側からすると売り手市場になっていくということで、マッチングの時代というのは多少はあると思うのですけれども、平成30年度もそれを集中して行うのは、どうなのかと思うのです。

最初に、中川産業・雇用振興部長がおっしゃいましたけれども、他県の企業で働かれるよりも奈良県内でどうやって働いていただくのが前提で、急に労働者の数がどんとふえるわけでもありませんので、そのあたりが非常にポイントになってくるのではないかと思うのです。個人個人の教育も当然ありますが、状況から私たちが勝手に分析していることなのですけれども、今、金融緩和がとられて低金利政策、量的緩和などが行われてきた中で、どうしても自然利子率が低下してきている、これはそれ以下に下回るようなマイナス金利になるようにしていかないと、なかなか物価はインフレ傾向には走らないというのが、経済学でも原理原則になります。

その中で、今新しい動きが出てきているのが、就職が非常に楽というのはおかしいですけれども、有効求人倍率が非常に高くなってきて失業率も完全雇用まであと一步のところまできており、ここのラインに入れば一気に賃金も上昇していく、人手不足が大きく表に出てくる状態だとは思っています。そういった流れがあるから、実際に若干のインフレ傾向で、今資産もその影響で上がっています。あとは賃金、雇用が来たら一気に今度インフレ側に動いてくるというのであれば、日銀がかなり政策的には成功したということになると思うのです。そのためには人口と所得配分と貯蓄率、そして技術振興、イノベーションといったものが条件とならないと自然利子率が本来上がっていかない。だから、これは完全雇用をもたらす実質利子率ということですから、それが上がるような体制を奈良県の雇用政策や産業政策として考えてやっていかないと、今言いました人口所得配分貯蓄率、そして技術進歩が改善していかないとどうしても自然利子率が上がらない。ほかの地域が上がったから、つられて上がるということはあっても、本来の奈良県の底力によって上がるこ

とはないと思います。時期的には今、最大限のチャンスといいますか、そういった時期に今やっと来ているのではないかというところですから、平成30年度は今までと同じような感覚よりも、本気でそういった部門、研究も含めて取り組んでいかないと、10年先、20年先の大きな違いにつながってくるのではないかと我々は見ているのです。今度火がついてきましたら、賃金と物価とのスパイラル的な上昇が起きる可能性があります。国にしても、借金は今1,200兆円と言われていますが、インフレになっていけばこれも減っていく勘定と同じなので、やっと転換期に来ているのではないかと思うのです。

GDPの推移ですけれども、アメリカはずっと右肩上がりに上がっています。日本は1995年以降からずっと横ばいです。一気に伸びているのが中国で、日本はこれまで、失われた20年の中からやっと上向きかけていくときですので、ここはマッチングをやるのだ云々よりも、もっと本質論的な考え方を持った事業、事務を行っていただく必要があると。きょう言って、あしたすぐにできるわけではありません。早急にそういったところも含めた上で調査、研究を短期間でやっていただき、平成30年度からは、産業と雇用政策等々が大きく転換していく可能性はあるのではないかと思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

○中川産業・雇用振興部長 少しずつ経済の状況が上向いていますし、雇用の状況もうまくいっています。川田委員がお述べのことも踏まえて、今すぐにとは考えていませんけれども、いろいろ勉強させていただきたいと思っています。

○川田委員 その点は前向きにお願いしておきたいと思います。

県の使っているお金も合計していけば、結構大きな額ですので、あとほかの部との連携も非常に大事になってくるのではないかと思います。例えば経済産業省が挙げている、女性進出についても別の部署でされていますし、ICT化の効率化をもっと進めよう、中小企業にも早く波及させていこうということは産業・雇用振興部だけではなく、連携が非常に大切になってくるのではないかと。例えば社会人の学び直しやスキルの獲得等、いろいろな項目があります。これはまたごらんいただければと思います。

もう1点、地域経済を牽引していく地域未来型の企業として、国は、リーサスをどんどん活用しようと言っています。我々も見られるので見ていますが、行政が使うともう少し深いところも使えると思います。リーサスは国立社会保障人口問題研究所の先生がつくられたものなのですけれども、非常にいいソフトだと思うので、中小企業等にもどんどん波及させていく必要があるのではないかと思っています。まして、今回は国もリーサスの更

新をすると言っているのです。自治体等の要望を踏まえた改良の余地があるということで、地方からもいろいろな意見が出ていますけれども、奈良県は、リーサスについて何か意見を出されたのですか。

○杉中産業・雇用振興部次長（企画管理室長事務取扱） リーサスの活用については、産業・雇用振興部からは、特に提案はしていません。職員を研修等に派遣して、勉強している段階です。

○川田委員 わかりました。これも平成30年度において、中小企業におけるIT活用の拡大ということもありますから、その活用方法等をぜひともお願いしておきたいと思えます。

それと県内の消費拡大について、産業振興総合センターだけではないと思うのですけれども、消費拡大をしていく政策にベクトルの方向が向いているのか疑問があるのです。もちろん無駄遣いをする必要はないわけですが、何でも緊縮、緊縮とやっていると、今せっかく浮上しかかっているのにまた昔の段階に戻っていくのではないかという危惧もあります。地方政府投資ということで、国はもっと大胆な補正予算を組んで、経済対策を今の時期にもっとやるべきだという経済学者からの声も多い中で、地方公共団体でも47都道府県集めれば相当莫大なお金になるので、その辺の方向性が一致することは非常に大事と思っています。消費の拡大は、欠かせない材料の一つですので、どういう考えを持って平成30年度は取り組んでいかれるのか、総括的に伺います。

○前野産業振興総合センター所長 消費拡大についてですが、国内また海外向けの販路拡大ということで、産業振興総合センターでは取り組んでいます。県内企業は、すぐれた商品を有していますけれども、まだ知られていない、また販路の獲得に苦慮している企業が多く存在するということですので、国内の著名な国際見本市への出展を支援させていただくことにより、大都市圏への販路拡大、大手企業からの受注獲得、新事業展開を目指すような事業ということで、東京インターナショナル・ギフト・ショーをはじめとして、支援をしています。

また、奈良ブランドの開発ということで、大手流通マーケットに奈良のブランドを知ってもらうための、これまで下請に甘んじていた企業についても、しっかりと自社製品を売り込んでいくということで、奈良ブランドの確立について支援しているところです。海外市場への展開については、海外の見本市への単独出展への支援や販売拠点の立ち上げに向けた支援等を行っています。以上です。

○川田委員 結局、奈良県だけするのは非常に力的にも小さいと思うので、いつも言っていますけれども、行政区画はあくまでも行政単位で、公共サービスを全国的に画一的に受けられる区画です。経済はそれを越えた範囲でやっていますから、県域を考え過ぎた経済対策はあまりよくないと思うのです。今、よく関西広域連合でも、関西単位でどうしようかという意見が出ていますけれども、奈良県は産業部門へは入っていないのです。

けれども、私も関西広域連合議会の議員ですので参加していなくても発言もしていいと、資料も同じものをくれますから資料を見ていると、もっと大きな単位で取り組んでいるという印象が強くて、それであれば奈良県もその中に入ってやっていくべきではないか、何とか展などを開催しても、言っただけは悪いですが知れているのではないかと思うのです。関西全体で経済活動を行えば、その波及効果はどこ地域でも必ずあると思いますので、大きな視点を持って、今後方向も転換していただいて、奈良県は奈良県のことをやるのだというのは行政のことであればいいですが、経済に波及するような事項は、県域はあまり関係ないと考えていますので、平成30年度において、方向性を転換いただきますようお願いしておきたいと思います。

また、補助金の手続等の電子化や法人情報オープン化など、公的データとの流通の促進等も上げられています。一般の方はなかなかわからないですから、そこは整合性を持って統一をして、電子化をして誰でも迅速にサービスを使えるように、平成30年度には構築していく見通しをつける必要があるのではないかと考えています。その他、法整備の改正もあり、国際標準の獲得強化に向けて工業標準化法の改正によって、サービス業の標準体制を追加するということになっていますので、これも一々手続をやって、向こうでやってというよりも統一化して素早く動ける、行動ができるといった意味があると思いますので、平成30年度は、研究を徹底してやっていただきたいと思います。

消費に関しては、財布を握っておられるのは一般消費者ですので、えいやで一気にふえるわけではないのですが、一つ思いますのが奈良県の場合、地価も、バブルの時代以降大分下がってからの段階でも、かなり低下している傾向が強いのです。今、国でも、まず資産価値が上昇してきているので、次に賃金関係に来るのではないかと見られていますので、やはり資産価値の動向は非常に注目すべきところであるのかと思うのです。よそでは上がっているのに、なぜ奈良県では上がらないのかという問題もありますから、そのあたりの研究もしていただいて、資産価値が上がってきて消費もおのずと伸びるということが、過去のデータの裏づけでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1点、聞くのを忘れました。以前、中川産業・雇用振興部長も着ておられたのですけれども、ベストがありました。補助金か助成金を出されてやっておられました。もう打ち切られたのかどうか知らないのですけれども、その効果をお聞きしたいと思います。

○堀辺地域産業課長 奈良県エコスタイルの創出ということで、事業に取り組んでいました。県の補助金としては、平成27年度、平成28年度に、この事業に補助金を支出してしました。平成27年度はブランド名、咲良史歌鹿（さくらしかじか）と命名し、商品開発、試作品制作に取り組み、平成28年度は完成した商品のブラッシュアップということで、今おっしゃっていただいた職員等がベスト等を試着し、モニター参加ということで協力した次第です。平成29年度から発売しており、補助金は終わっていますけれども、事業としては継続しています。

咲良史歌鹿ということで、本県の代表的な地場産業である繊維産業の活性化が大きな目的ですので、奈良県にゆかりのある素材を使った製品です。そういうストーリー性をアピールしながら続けていこうと、今も取り組んでいる状態です。以上です。

○川田委員 爆発的に売れているという解釈でよろしいですか。

○堀辺地域産業課長 残念ながら、爆発的なヒット商品にはなりませんでしたが。すぐに爆発的なヒット作というものもあるでしょうけれども、数は知れていると思います。特に今回は、奈良県は繊維産業の集積地ですが、一くくりに繊維産業といいますが、染織されている方、布帛をされている方などいろいろな業種の方がおられます。そういった方々が今回の事業をきっかけに、自分のところではこういうものをつくれる、こうしたほうがいいのではないかなど、今まではなかった交流が始まったということで、これは大きな一歩だと思っています。爆発的なヒットになるように、これからも県民、あるいは県外の消費者に、奈良県の製品は素晴らしいということを伝えていきたいと思っています。以上です。

○川田委員 爆発的な人気が出るのを祈っていますけれども、あまり細かいところまで行政が入るのではなく、大枠の流れがそちらの方向に行きだしたら、そちらの方向に動くわけですから、細かいところは、民間は民間でやっていかれることだと思います。いつも言っていますが、行政の人件費は、現在いろいろな業種がありますけれども、非常に高水準の人材コストになっていますから、細かいことは民間に任せいただき、それよりももっと本質的なところの研究や取り組みをお願いして、爆発的な人気はまた出たときには楽しみにしていますので、よろしく願いしておきたいと思っています。

次に、農林水産業において、先日から引き続いて聞いているのですが、平成30年度の

予算編成で、どういったところに留意点を置いて予算要求を上げていかれたのか、その点から簡単に聞いていきたいと思います。

今回、この予算の留意点の中にも、国から交付税を措置するということですから、地方も同じ政策になってくると思います。公営企業について事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革の検討を、平成30年度は行ってくださいということと、経営戦略の策定も行政でしっかりと行っていく必要があるのではないかとということ、そういった分析ができれば見える化の推進です。皆さんに見えるようにやっていかなければいけない。なぜ大事かという、分析をしても間違っていれば批判を食らうだけです。だから、見える化は非常に重要視されているポイントでもあるかと思います。

ここで、お聞きします。農林水産業等においてこの予算編成をヒアリングに上げられた、予算要求された観点からこういった方面はどのように考えているのかを総括的に伺います。

○福谷農林部長 平成30年度の予算要求に当たって、農林部として特に重点的に考えたことについてお話しします。

まず1点は、川田委員の話にもありましたが、公共事業については、農道整備やほ場整備等、いわゆる基盤整備については引き続き整備をしていかないと、なかなか農業振興や林業振興につながっていかないという視点に立って、その部分にまず重点的に要求をさせていただいた経緯があります。それと個々の部分については、従来から行っている農と食の接続を具現化していくことも重要なポイントと思っています。

もう1点は、畜産の振興についても大きなポイントであろうと考えています。農業、林業、水産業、畜産業等、それぞれの分野があるわけですが、それも総括的な形の中で要求をしていったという経緯です。以上です。

○川田委員 総括的にご答弁ありがとうございました。

次はポイントを絞ってお聞きしていきますが、予算の留意点の中で上がっている森林吸収源対策等の推進です。こういったものを主な取り組みとして経費にも入っているのですが、これはもちろんことしに始まったものではなく、引き続きということです。これについて森林関係は、国の森林環境税は平成36年度から、森林環境譲与税が平成31年度からとなっており、借金をしてきて、前倒しして早くやるということです。この中において、今度、森林環境譲与税でも森林環境の整備も事務に入ってくるのですけれども、これは市町村事務の義務になってくるのです。ということは、平成30年度において、市

町村がそういった計画等々もつくっていく必要があります。ただ、問題点となっているのが、森林環境の事務は、今まで県や国がやっていたので、市町村に果たして事務処理能力があるのかという問題が非常に今指摘されている部分でもあると思います。その点については、奈良県も市町村が多いですけれども、県としてどのような指導、助言を行い、どういった取り組みに期待されているのかを、お聞かせいただきたいと思います。

○福谷農林部長 国が示された地方財政計画の中でも森林環境税のことが、今年度の税制改正、税制大綱の中にも具体的に示されているところです。具体的には、今、川田委員がお述べのように、国の森林環境税は平成36年度から施行、その前倒しとして平成31年度から、仮称ですが、森林環境譲与税ということで、市町村への配分をメインに県にも配分されるということです。そこで、県では、ご承知のように平成18年度から同名ですが、森林環境税を基本的には県民税均等割に500円をプラスして徴収しています。その用途について、従来からの国の説明によると非常に重複する部分があつて、まずその部分をどうしていくのかという課題があると、我々は認識をしています。その部分については、まだ示されてはいませんが、林野庁が今月末に森林環境譲与税の用途のガイドラインを示すと言っていますので、それが具体的にになった段階で、川田委員がまさしくお述べのように、県の税制調査会の意見も含めて、市町村と十分協議をした上で役割分担も含めて考えていかなければいけないと思っています。

川田委員お述べのように、確かに市町村によっては、力量と申しますか、森林整備についてどこまでできるのかという疑義もあるので、その部分はちょうど1年ありますので、市町村とも十分協議をしていきたいと。ただ、施業放置林がかなりふえている中で、国としてもその対策に目を向けて、二酸化炭素の排出制限も踏まえて、そういうことに着目をして税が創設されたということは、非常に有意義なことであろうとも思っています。加えて県の森林環境税とのすみ分けをどうするのか、用途のすみ分けをどうするのかということを、今後1年間を通じて十分検討していきたいと思っています。加えて、今我々が検討をしている新たな森林環境管理制度との整合も踏まえて、タイミングとしては逆にいい時期なのかもしれませんけれども、その中でも検討していきたいと考えています。以上です。

○川田委員 今週に入ってから市議会などでも予算委員会が行われており、特に二重課税になるのではないかという話も出ていたと聞いています。今まで先行してやっておられたのはいいのですけれども、国の東日本大震災の復興のための税金がなくなるということで、今度これに変わると思っています。1回取ったものはもう放さないという感じも受けない

でもないのですが、森林環境税は必要といえば必要なのでしょうけれども、今まで自然界であったというのも事実ですから、特にそこにお金をかけて何かを突っ込むということは、目的としては、午前中の話にも出ていましたが、今後、スイスの森林整備のやり方を、フォレストといった取り組みもされていくということですが、要は、結局日本の森林は整備もあまりされていませんし、林道も少ないなど、いろいろな問題があります。そして地番整備もほとんどまだ手がついていない状況だと言っても過言ではないと思うのですが、地番等権利関係もきちんと整備して、そしていかにコストも安い状態で流通ができるかに最終的にはあると思うのです。だから、スイスのやり方をまねしたからよくなるというものではないと思っているのですけれども、ぜひとも産業にプラスになる使い方を要望しておきたいと思います。

もう1点、教えていただきたいことがあります。主要農作物種子法に基づいて、都道府県が実施するとされていた事務で、主要農作物種子法を廃止する法律の施行後においても、種苗法という法律が実施されるということで、この取り組みについて教えていただきたい。新しい種子を開発した場合の使用権の占有率にもかかわってくるのだと思うのですけれども、これについて、平成30年度はどのような取り組みをされるか教えていただきたいと思います。

○田中農業水産振興課長 主要農作物種子法についてお答えします。

主要農作物種子法は、県が米、麦、大豆という主要農作物について、原原種や原種の生産や、種子の生産をしている生産ほ場の認定や生産物検査を行うこととなっている法律で、平成30年4月に廃止されることになっています。

ただ、廃止されても、米、麦、大豆という主要農作物の優良種子生産は、非常に大切なことですので、基本的には県がやっており、農協や、主要農作物の種子を流通販売している米麦改良協会とともに平成30年についても関わっていく形で、今のところは調整を行っているところです。以上です。

○川田委員 結局、主要農作物種子法が廃止されるけれども、種苗法という法律があるので、こっちでやっていくという意味ですね。

○田中農業水産振興課長 国としては、主要農作物種子法にかわって、野菜や花の種子について規定された種苗法の中に入れ込んだという形になっています。ただ、主要農作物種子法の規定では県が行うことになっているので、それがなくなるということです。種苗法は、どちらかというより生産というより流通している種子を検査するという形になっている

ので、そこは違うのですが、平成29年から平成30年になって、がらっと変えるというわけにはいきませんので、県としては関係団体とともに対応していきたいと思っていますところ。以上です。

○川田委員 開発者の権利関係も含んだ占有率関係になってくるかと思っているので、周知されないと、今までどおりだと思われる部分もあると思います。ぜひとも周知をお願いしておきたいと思います。

それと、基本的な話に戻りますが、農林水産業・地域の活力創造プランについてです。平成29年12月8日に改訂されたということです。これはいろいろ今まで上げられていた基本的な考え方にプラスアルファがされたということだと思います。いろいろな問題がありますが、基本的な考え方としては6次産業化や輸出の促進、付加価値を高める新商品の開発、これは今の種子の話も同じだと思うのですが、こういったものを促進させて、農家所得も上げていかなければいけない、大胆な予測というか、目標も立てられているのですけれども、特に食品市場を、アジアを中心に今後10年間で、今340兆円の市場から680兆円の倍増にすると見込まれているということで、目標としては1兆円を増大させ、2030年には5兆円の実現を目指す目標を掲げている、学校給食でも国産農林水産物の使用割合を、2020年度までに80%まで向上させるなど、いろいろな目標が設定されています。奈良県は別だということはないと思いますので、これに沿った行動になってくると思うのですけれども、奈良県では、平成30年度どういう目標を設定されているのでしょうか。

(「田中農業水産振興課長と、違いますか」と呼ぶ者あり)

急に聞いているので、わからなかったらまた教えてください。お願いしておきます。

また別で、農林漁業成長産業化ファンドがあります。積極的に活用していきましょうということなのですが、これらについてはどのような取り組みをされているのでしょうか。

(「専門的だから、誰ですか」と呼ぶ者あり)

もう少し大きく聞きます。細かいことはまた教えてください。

国の計画では、2020年度までに6次産業化の市場規模を10兆円ぐらいまで広げようということで目標が掲げられているのです。県としても、6次産業化の推進は行っていくかと思うのですけれども、ざくっとした話で結構ですから、どのような取り組みをされるかを教えてください。

○辻本マーケティング課長 県としましては6次産業化の推進に向け、農業の6次産業化支援事業ということで、従来から奈良6次産業化サポートセンターを設置して、6次産業化について相談を受け付けたり、プランナーを派遣して相談に乗っていただいたりという事業をしています。もう1点は、6次産業化を推進する企業を受け付け、6次産業化の商品づくりについて支援している状況です。大きな話ではなく、県の話で申しわけありません。

○川田委員 政策の方向性について、個々の事業は全部聞いていたら大変な時間になると思うのですが、6次産業化の推進ということで、国でも、市場規模で10兆円規模まで伸ばそうとおっしゃっているわけではないですか。そのうち奈良県に割り振ってきたらいくらになるのかという計算はなかなか出ていないのかもしれないですけども、最終的にその方向性で行かれるわけでしょう。ということは、そういった方向で目的、目標はきちんと決めていく必要があるのではないかと思うのです。でないとなんを事務でやればいいのかということにつながってきますから、早急に検討いただいて、平成30年度も近いですから、方向性をまずしっかりと決めていただきたいと思いますとお願ひしておきます。

それと、農林水産業・地域の活力創造プランの中で、エネルギーに関係することだと思っておりますが、バイオマス産業都市を進めようということになっているのです。2018年までに対象地区を100地区ぐらいまでつくろうではないかということです。奈良県は森や林が多いですが、バイオマス量はどのくらいあるのですか。

○中村奈良の木ブランド課長 今、細かい数字を持っていませんので、また調べて連絡させていただきます。

○川田委員 航空写真か何かがあれば、1本ずつはかるわけにはいきませんので、普通なら、90センチメートルの高さで樫ではかって、大体この木の1本のバイオマス量はいくらかという計算式を昔習った記憶があるのです。1本1本はかれないので、大体森林面積当たりで概算で出すのが本来のやり方なので、また調べておいてください。

次に、農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減ということで、中間管理機構の話は出ていたのですけれども、担い手へ全農地の8割を集積していこうということです。担い手の高齢化、そして耕作放棄地が増えているという問題もあった中で、大体その担い手に8割ぐらいの返還を目指していこうということで、農林水産省では方向性を出しているわけです。奈良県や、ほかの農業地の発展している地域などと単純に比較するのは難しいのかもしれないのですけれども、奈良県においても中間管理機構

をつくっているのです、目標はどのくらいで設定されているのでしょうか。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） お答えします。

今、川田委員がおっしゃったとおり、将来、農地の8割を担い手に集積しようという国の目標が立てられています。オールジャパンとしての8割の目標をブレークダウンされて、奈良県でも同じ時点で国から示されている目標は8割と同じになっています。10年間で8割に持っていくというと、奈良県だと毎年560ヘクタールくらいは新規で担い手に持っていかねばならないと極めて高いハードルなのですけれども、そういう状況になっています。

実態ですが、まず中間管理事業で、平成29年度、平成30年2月までの実績では、マッチングした面積が76ヘクタール、出し手と受け手でマッチングしており、その76ヘクタールのうち、担い手へ集積された面積は55ヘクタールになっています。これまでのストックとして、平成29年末の担い手への農地集積率は15.5%という状況で、これが最終的には8割なので、まだ相当遠いと。ただ、近年担い手への集積率は、毎年1%、2%ずつ伸びているので、右肩上がりというか二次関数的に、もちろん川田委員がおっしゃったように、高齢化で耕作放棄地率は、奈良県は相当高いですし、今、農家の方々は、70歳代、80歳代の方が山になっていますので、この方々がリタイアしていったときに、誰かがそれを受けていかないと、奈良県の農地が何にも使われなくなってしまうので、そういうことのないように、しっかり取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○川田委員 これはこつこつやっていくしかないと思います。力の入れぐあいでどのくらい変わるかということもありますので、小坂農林部次長の話ですと、上がなかなか見えないという状態です。だからといってほっておくわけにもいきませんので、担い手がなかったら農地が死んでいくといいますか、使われない土地になっていく可能性も強いですから、ぜひともしっかりと肝を入れた政策になるようお願いしておきたいと思います。

それと、2023年まで流通面なども、資材や流通面の産業界との努力を行って、米の政策コストを2011年の全国平均比で4割削減しようというプランも出ています。これについては、規模を大きくするといったものもありますし、流通も関係あるのですけれども、徹底した効率化を行った上で、IT化も当然あります。農業へのIT化もありますけれども、そういったものも入れて4割ぐらいの削減を目指しているのです。販売価格に対してコストが安くなるということは、今使われているセーフティーネット系のお金を別のものに使っていくことも考え方の発想として出てくるので、重要なポイントではないかと

思っています。これについても、平成30年度どう取り組んでいくのか、研究ももちろんあると思いますが、どのようにお考えかをお聞かせください。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） お答えします。

米のコスト、労働力も含めて、国が4割減ということを示しています。基本の目標は奈良県も同じものだと思っています。ただ、米のコストで申しますと、奈良県は他県より非常に高いです。小さい農家が、個々で農業の機械を持っている状況ですので、日本の県別に見ると農業の機械代の高い、米の機械代の高いほうから6番目と、非常に高いコストとなっています。

先ほど川田委員がおっしゃったように、今後急速に兼業農家の方も高齢でリタイアしていく人がふえていく中で、もちろん個人の担い手の農家が引き受けて、ある程度大きい機械でやってコストを下げるという方法もありますし、集落営農のようににみんなで機械を共有してコストを下げる方法もあります。あと米のコストの高さでいうと、奈良県はほ場が1枚、1枚小さいものですから、作業時間が他県に比べるとすごく多くなっており、物すごく労働コストにはね上がってくるわけです。農業の担い手が減っていく中で、田んぼのあぜを取っ払ったりなど一定の大区画化を目指すという方向も、コストを下げていくことに寄与すると考えていますし、そういう取り組みをきちんと進めていきたいと思っています。

○川田委員 大区画化はずっと掲げられている方針で、なかなか進まないのも事実なのです。福谷農林部長にお勧めいただいて、きのう農地六法を買ったのです。全部読んでいないのですけれども、特に大区画化が進まないのは、今おっしゃったように規模の小さな農家や兼業農家が多いということです。ただ、平成28年3月30日に農林水産省から農地転用の許可及び違反の転用への厳正な対応について通知が出されて、計画的かつ悪質な事態が発生している現状であるということで、農地が歯抜けになってしまっていて、集約化しようと思っても、真ん中にぼつんぼつんと家を建てられていけばなかなかできないと、市町村の農業関係者に聞かしても、同じような意見を言っていたのです。だから、ミクロの世界ですけれども、今建ってしまっているものをどうするかは別ですけれども、今後こういうことがないように厳しく取り締まり等も強化していく必要があるのではないかと思うのです。そのあたりは現在やっておられると思うのですけれども、いかがですか。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 農地の転用に関して、川田委員がおっしゃったところと同じ問題意識を持ってしまして、町村によっても濃淡があ

ります。転用は県が許可しますが、市町村が運用しています。本当に奈良県の農地は、虫食い転用、ミニ開発で、農地をまとめて使おうとしても手をつけられなくなって、産業や工業団地を誘致するにも使えなくなっています。虫食い転用、ミニ開発が積み重ねられた農地、土地は、いずれにも使いがたくなっている面が、まま見受けられると思っています。

もう既に建っている建物などを、よけさせるわけにはいかないのですけれども、やはり農地マネジメントということで、農地もそうですし、ほかの用途もそうですけれども、面的まとまりを持って使えるような運用を心がけるように、県もですけれども、市町村にも働きかけていきたいと、最近そういう意識を持って取り組み始めたところです。

○川田委員 そこは厳格にやっていただくしかないと思いますので、厳しくお願いしたいと。

農業成長産業化に向けた改革の一つとして、農協の改革、JAの組織分割化といったものも上げられています。これは地域によって各事情が違いますので、一概にこのように変えたらよくなるということは難しいとは思いますが、要は農産物の買い取りの販売の数値目標をきちんと決めて、その辺をいかに達成していくか、外に販路を拡大していくなど、いろいろな条件が重なってくると思います。その点、今回予算書を見ていましたらジェトロの事務所も開設されて、昔もジェトロの活用が何でないのかとずっと言わせていただいていた、やっとしていただいているのですが、これは非常に活用が大きいと思うのです。それも改革の一環で設置されていったという解釈でよろしいのでしょうか。

○林産業政策課長 ジェトロ誘致です。販路拡大ということで、首都圏も含めていろいろ手を打っているところですが、やはり農産物も含め海外にも売り込んでいくことは当然必要です。他県がどんどん海外に出ていっている中で、本県もそれに負けずにやっていくことが必要だと。

一昨年、企業に調査をしたところ、海外のマーケットの状況がわからない、パートナーが見つからない、自社でどういうものが海外に適しているのかわからないといった情報不足が若干ありましたので、川田委員がお述べのようにジェトロも全世界中にいろいろネットワークを持っていますので、そういったノウハウや情報を活用して、農作物も含め企業の海外展開に拍車をかけていきたいと考えているところです。以上です。

○川田委員 販路拡大は攻めしかありませんので、そこはどんどん大きな気持ちで販路拡大をやって行ってください。私もジェトロに友達がいて、今インドに行っているのですけれども、もうどこでも行きますから、そのくらいの気持ちで販路拡大して行っていただき

たいと思います。

あともう1点、農業委員会の改革も、今度体制も選挙制をやめるということで変わってきています。私は、まだこの辺がよくわからないのですけれども、どんな効果が見込まれるのですか。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） ちょうど1年前の4月だと思います。農業委員会法が改正になりました。農業委員会は、市町村ごとに設置されているもので、法律の改正の内容は、端的に申しますと、農業委員会は転用許可という許認可を扱い、その農業委員は農家の方々から選挙で選ばれていたという戦後できた行政委員会でした。これが、1年前の法改正で、転用許可はもちろん続けるのですけれども、先ほど川田委員がおっしゃったような農地の担い手への集積や耕作放棄地の解消、新規就農者にきちんと農地をマッチングすることが転用以上に農業委員会としてのメインの業務として、任務として位置づけられました。そして、農業委員は改正前は選挙で選ばれていましたが、法律上は、各首長が任命するという形に変わりました。県内では順次市町村が旧法の農業委員会の満期に合わせて、去年7月に大半の市町村が新体制に移っています。宇陀市とあと残り幾つかは、今年の7月までに新体制に移り、県内の農業委員会全てが新体制に変わります。以上です。

○川田委員 目的が変わったということは、内容も変わってくると思います。まずそのあたりの指導、助言のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

次は、米の話も出ていたので、細かい話を聞きますけれども、ゲタとナラシです。直接支払交付金については、激変緩和のための経過措置として、平成29年産までの時限措置で平成26年産米から単価7,500円を削減した上で、平成30年産からは廃止すると、実質今年度で終わるということです。やっとう別所得補償が廃止されていくわけです。これによって生産調整制度もやはり大きく今度から変わってくると思いますが、どのような見通しをされていますか。

○田中農業水産振興課長 川田委員がお述べのとおり、平成30年産から米の直接支払い補償がなくなります。ただ、本県は先ほどから話がありますように、小規模農家が米作を行っており、東北や北陸のような大きな米作地帯に比べればあまり影響はないと思っています。所得補償がなくなるから米をやめる人がふえるという観測もなされていますが、本県では、毎年水稻作付面積が徐々に減っているのですけれども、それを上回るほどにはならないと私自身は感じています。以上です。

○川田委員 水田をフル活用をしていきたいと思いますなど、いろいろあって、転作に関する項目も入っているのですけれども、畑作物の直接支払交付金、ゲタの部分の交付金単価についても、大豆、てん菜、バレイショ、菜種などの単価が上がっており、こういったものに主に変えていきたいと思いますという政策効果を持っていると思うのです。だから結局、今年度で所得補償が終わった後、飼料用米については、値段が安くなっているのに、そんなにふえないと言われてはいますが、転作を進めたいというねらいがあると思います。その辺はまた細かく動向を観察いただいて、皆さんがどのような概念を持ってやっていかれるかも興味がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、ナラシ対策ですけれども、農業者の抛出に基づくセーフティーネットとして実施されるものです。平成27年度から認定農業者など、いろいろな条件があつて実施されていますけれども、収入保険等の導入なども入っているのですか。また参加率はどんな感じですか。

○田中農業水産振興課長 すぐには資料を探せませんが、私の記憶では、平成28年度の数字では90戸ぐらいが参加していると思います。

○川田委員 かなり少ないですね。

○田中農業水産振興課長 ただ、規模要件がなくなってからは大分ふえています。

○川田委員 これも注視が必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

認定農業者の要件もあり、手続がわからない方も多いと思いますので、認定までの流れなどの周知もあわせてお願ひしておきたいと思います。

総括的なところはこの辺において、ときのもりについて聞きたいのですが、去年の続きということで資料をつくっていただいています。去年の決算審査特別委員会の審議の中で、当初収益に対して7%の負担金収入だと。負担金という言葉は、私はあまり好きではないのですけれども、地方自治法の負担金と違うので、名前は変えていただきたいと思うのですが、実質平均したら負担金収入が大体4分の1くらいしかなかったということで、当初予定していた額の設定が間違っていたのかと言うと、見通しが甘かったと返事されていたと思うのですが、実際に目標から大きくずれた形で、現在まだ続いているということもあり、その後見させていただいたら、昨年12月だけが少し上がっていますが、その1月を抜けば、その後は比較的下がっているのです。ほかにも少し高い月もありますけれども、極端にずっと続いているというときはないということです。

いつまでもこの状態で続けていくことはかなり不健全だと思います。最初も50%ぐら

いは家賃も取るのだと言っていたけれども、平均値を出したらずっと割れているままではないですか。当初の見通しと全く違ったの結果になっているから、いつまで続けるのかということなのです。いつもいろいろな理由をつけられますが、理由はつけようと思ったら幾らでも言えるではないですか。でも、幾ら言いわけしても実態の数字は変わるわけでもないで、前々から言っていましたけれども、いつまで続けるのかという問題なのです。平成30年度も予算が上がってきているので、今回は反対するということではなくて、平成30年度のうちに、その辺の結論も含めてやはり出していただかないと、県民の税金でやっていて、お店の売り上げによって県民の税金を投入するということは、ないと思います。売り上げも野菜の出荷もふえたと言いますけれども、これの影響でどれだけふえたかという寄与度もわからないではないですか。きょう、山村委員もご指摘なされていましたが、当初目的とされていた内容から大きく下回っているのは事実なので、その辺も含めて、平成30年度はご検討いただきたいと思うのですが、いかがですか。

○辻本マーケティング課長 川田委員ご指摘のとおり、現状をもう一度確認させていただきますと、売り上げ実績は、平成28年1月のオープンから平成30年2月末までの2年2カ月間で、来客者数は2万8,000人、売り上げについては1億4,200万円、年度別に売り上げを比較すると、平成28年1月から3月は割愛させていただいていますが5,840万円で、川田委員のおっしゃる技術提案の目標に対して達成率は43.1%でした。平成29年度は、平成30年2月までの実績しか上がっていませんが、6,705万円で達成率は54%という形になっています。目標値にはまだ達していません。

ただ、前年同期比で見ますと、127%アップとなっております、徐々にではありますけれども上昇傾向ということ。最近の実績では、昨年12月が技術目標に対して99%という実績となっております、平成29年11月から平成30年2月までの4カ月間の達成率は平均で72.3%まで伸びてきているという現状です。

広告効果等については、先ほど山村委員への答弁でも申し上げましたが、ミシュランの一つ星を2年連続獲得。テレビ、雑誌等での媒体で奈良の食が取り上げられた広告効果については数字としてお示しすることは困難ですけれども、もともとの設置目的の中にもあった奈良の食のイメージアップ、ブランド化に対する効果はあったものと考えています。

いつやめるのかという話ですけれども、今後も県としては続けるということで、当然おっしゃるように売り上げが到達していかない中で、いろいろと工夫をこれからも重ねていきまして、イベントやフェアを切れ目なく実施するために、運営者ともども協議を重ねて

いきたいと思います。現在運営者も運営改善ということで主体的に農産物を販売するマルシェ等々もしていただいていますし、県産食材のPRということで、県産食材を用いた料理教室等を開催させていただいています。開催日は、確実に売り上げや来客数が増加していますので、この回数等の考え方もいろいろまた協議も含めて、今後も工夫しながら継続していきます。あと予算にも上げさせていただいていますが、店舗内でのイベントが中心でしたが、外でも首都圏でときのもり、県産食材を知っていただくPRも含めて進めていきたいと思っていますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。以上です。

○川田委員 頑張られていないとは言っていないです。どこかで線を引きましょうということです。最初の説明からしたら大きく下回っている状況が何年もずっと続いているわけではないですか。最近よくなってきたといっても、まだ悪い中での話であって、効果が出ないのであれば、いつも言っていますがスクラップ・アンド・ビルドですから、だめなもの早く見切りをつけないと、いつまでもずるずるとお金を投入していく、ましてそれだけの効果が上がっているのかどうかもよくわからないというところですので、それならば、もっとほかの事業に、新しい事業にお金を使ったほうがいいのかもかもしれませんし、農家の方への販売促進の商業などに使ったり、専門家を雇うこともできるではないですか。使い道は幾らでもあると思いますので、もしこんな状態でずっといくのであれば、見切りということも必要だと思いますので、検討していただきたい。

ときのもりは、指定管理で運営されているのですか。

○辻本マーケティング課長 運営委託という形です。

○川田委員 契約期間はいつまであるのですか。

○辻本マーケティング課長 平成32年3月31日、平成31年度末までです。

○川田委員 最悪そこまでが一つのめどですね。次も延長して、また5年はないと思います。ここまで内容が悪いのですから、そこはきっちりと申し上げておきたいと思います。福谷農林部長、真剣に検討いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○福谷農林部長 今、川田委員から指摘もありましたように、ときのもりについては、例えば県産農産物の売り上げがどれだけ上がっているか、農家の所得がどれだけ上がっているかなど、具体的な数字が統計としてなかなかとりにくい部分があるのも事実です。片やPR効果といえますか、いろいろなマスコミで取り上げていただいたという事実もあります。

ただ、我々としては、午前中も辻本マーケティング課長から答弁しましたが、東京で決

まった値段が全国に波及するという首都圏での影響も十分踏まえた上で、この事業も実施をしているところであり、引き続き我々としては努力をして売り上げを上げていく、売り上げを上げることが農家の所得向上につながることを目指してやっていくと。ただ、川田委員がお述べのように、平成31年度末が5年目になりますので、当然その段階では今後どうしていくかという判断をしていかなければいけないということは、当たり前のことだと思っています。

○川田委員 本当に真剣にお願いしたいと思います。5年間やって、コマーシャルが目的であってもいいではないですか。コマーシャル料として考えてもいいのですけれども、5年間やってあまり効果が出ないのであれば、間違っていたという判断になると思いますから、厳格にやっていただきたいと思います。

次に、NAFICについてです。これは大先輩の中村委員の地元で、なかなか言いにくくて恐縮なのですが。(発言する者あり)

現地に行ってきたのですが、今度また土地を造成されて、セミナーハウスを建設されていると。改めて聞いていても長くなりますので、理由は担当から事前にお聞きしました。土地など全部入れて約20億円くらいかかるとおっしゃっていたのですが、なぜ今の時期に、20億円かけるのか。きょうの午前中にも出ていましたが、定員割れをしているのに、スクールバスを出すのだと。なぜそれだけの少人数のところスクールバスを出すのですか。私立大学並みに年間100万円くらいかかっているわけでしょう。なぜ少人数にそこまでやるのか。今、小学校でも2キロメートル、3キロメートル歩いて行っていますよ。そんなことに使うお金があるのなら小学校にあげてくださいよ。

それはいいのですけれども、だから必要性について聞きたいのですが、なぜここまでのものが20億円もかけて必要なのか。一体何の効果が見込まれているのか、前半に総括的に農業の発展も含めていろいろ質問させていただきましたが、お金がなかったら事業もやってはいけないわけです。本質論としてのお金もたくさん要るわけではないですか。これは本質論と何の関係があるのかよく見えないのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○小坂農林部次長(担い手・農地マネジメント課長事務取扱) NAFICセミナーハウスの質問です。前段予算の関係を説明させていただきますと、NAFICセミナーハウスはちょうど1年前の今の時期にお願いして、予算計上させていただいたのですけれども、用地買収が難航して、今年度造成工事に着手できなかったために、4億円弱になりますけれども、昨年補正予算で計上したものを、今般再度計上させていただいている形になって

います。

その上で、今ほど川田委員から質問があったセミナーハウスの目的効果というか、定性的な話になってしまいますが、NAFICができて、実践棟としてのオーベルジュ・ド・ぷれざんす桜井も併設しており、その下には、奈良県農業研究開発センターもある、食と農と奈良県の今既存のものとしていろいろな施設ができ上がったところです。そのNAFICに隣接してセミナーハウスという形で、教育機能や食や農の機能を活用して、その地域の交流人口をふやすような施設をつくりたいということです。造成は来年度から着手することになります。もちろん厳しい指摘もいただいているわけですが、きちんと成功させて、この地域や中南和地区はもちろんですが、南部・東部地域の交流人口の増加に寄与すべく努力をしていきたいと考えています。

○川田委員 すばらしき桜井市に発展いただくことは、心からうれしいことではありますが、問題点は、別に桜井市に限らずどこの地域でも同じだと思うのですが、何かの行政施策をやろうと、当初はこれだけお金がかかります、建物にこれだけかかりますという計算は誰でもできません。けれど実態的には、どれだけ有効的なものであったのか、何につながったのかなどは専門家を入れて計算したら出てきます。

あとは年間の経費ですが、今ファシリティーマネジメントで、今後の人口減少に合わせた行政の事務縮小に向けて、非常に細かい計算もずっとやられている中で20億円かけたのは、単年度で終わってしまうのであればそれでいいですが、起債でやっても何年かしたら終わる話ですから、それはいいです。ただ、年間管理経費について、セミナーハウスを建てることによってどのくらいの経常経費が上がってくるのかを教えてくださいませんか。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） まさに今、川田委員から指摘があったように、建てるのは、その瞬間に費用の支出は終わりますが、その後ランニングコストはずっとかかってくるものなので、非常に重要だと思っています。

現時点での試算ですけれども、支出は、人員をマネージャークラス1名、スタッフ2名とおいた人件費や、施設維持管理費も含めて年間のランニングコストが3,100万円、一方収入は、部屋などもろもろの使用料収入が4,000万円と試算しています。部屋の稼働率約4割という形で回すべく今後きちんと使い方、中身を詰めて、試算以上の収入を見込めるよう指定管理の方法を考えています。ランニングコストの部分で県費、県税に負担をかけないような形で仕組んでいきたいと考えています。

○川田委員 今の試算からいけば黒字になるということですね。黒字の経営といえますか、

黒字の試算であると。

どちらにしても、これだけの数の部屋があって、オーベルジュの利用状況ですね。ランチ、ディナーとありますけれど、夜だけ見ても、平成29年度は今のところ34.6%ということで、当初の説明と大きく違う内容が出てきていますが、目的としてどうなのか、利用されるセミナールームは、NAFICに関連することに使われると聞いたのですが、特化した目的の施設になる必要はないと思うのです。桜井市の住民や奈良県の住民もいろいろ使われますよね。だから、これにしか使ってはいけないなど、あまりがちがものにしてしまうと利用率が下がって稼働率が悪くなるということもあって、その辺はどのような考え方をしているのかというのが、まず1点です。

ゲストルームでも、NAFICが主催するプロシェフ向けの短期研修などと書いていますが、特化したものに使おうとしてつくるといえることですか。それとも広域的な地域の中心地として考えたような建物のセミナーハウスをつくらうとされているのか、その辺がわからないのです。特化したものにあまり金かける必要はないと思うのです。やはり住民がいろいろ公平に使えるものに使っていくべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 使い方ですが、現時点ではNAFICの学生が利用できたり、食の学校ですし、下には農業研究開発センターやアグリマネジメント学科がありますので、食と農にかかわる使い方をメインで考えています。ただ、食や農に特化したものに使える、もしくは修学旅行生とか、農業の技術や食などにかかわられるような使い方もあると思いますが、川田委員がおっしゃった地域の人や、奈良県民がいろいろな用途に合わせて使える多様な使い方をきちんと追求していくことが稼働率の向上につながると思っています。

○川田委員 細かいことはまた考えられるとは思いますが、その点は重々お願いをしておきたいと思います。

うわさですけど、指定管理をやっているところがまた自分のところの施設をふやしているみたいなイメージをされている方もいたので、それはありませんということはいましたけれど、勘違いをされないようにしたほうがいいのではないかと思います。この件は、意見があればまた言わせていただきます。

最後に、食肉公社の件です。この間の一般質問でもやらせていただいたのですが、問題は大きく分けて2点です。1点は、1億円のお金を貸して、多額の滞納もあって、合計すると1億6,200万円ぐらいのお金が民間の会社に貸し付けられていたということで

す。1億円に関しては平成18年に貸しているのですが、まだ1円のお金も返ってきていないということを、この間の一般質問で質問させていただきました。

もう1点は、平成25年以降から、食肉公社がと畜場を経営されているのですが、そこを使用するにあたって、伝票にもはっきり明記されていますけれど、協力金という名のもとで自家割りに関して別途お金を徴収していたということです。奈良県の業者であれば、誰がだめだ、誰が使っているのだとは多分できないはずなのですが、それが行われていたということも聞いています。

まず、1点目から行きたいのですが、1億6,200万円、現実にこれだけのお金が今契約として金銭貸借の額であるということですが、この間、売り上げなども出してもらいました。支出もありますので純利益ではないとは思いますが、今みたいに1円も返っていないという事はあり得ないですから、これはやはり県民の税金が貸し付けられているので、強制徴収もやっていただきたいと思っているのです。平成18年に貸して、約10年以上たっているわけではないですか。それで1円のお金も返っていない。普通なら、税金をそこまで払わなければ強制徴収されるではないですか。これも厳しくやっていただきたい、そして今まで10年間金利もなしに、借りられるだけ借りておられた、恩恵も受けておられるわけだから、そこは原点に戻って、早急に強制徴収を行っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○福谷農林部長 川田委員のご質問ですが、一般質問の答弁は、私からさせていただきました。基本的に貸し付けの部分については、平成26年2月に契約と同時に交わした確認書の中で、6年目以降の返済方法については5年ごとに協議をし、この際利益を最大限返済に充てるよう誠意を持って対応すると、双方で確認できているところです。そのことも踏まえ、今お話がありましたように、平成30年度末、平成31年3月に返済期限が到来しますので、いずれにしてもその段階で当然食肉公社と協議しなければいけないと考えています。返済期間の長期の部分も含めて、返済額についてもその時点できちんと協議をして、適切な債権管理、指導も行っていきたいと思っています。以上です。

○川田委員 1年後というか、平成18年からいえば10年以上たっているわけですから、それは食肉公社の方が勝手に決められたことであって、県民からすれば、この補助金申請は、間違っていると思うのです。補助金で出しているけれど、これはまた県に返ってくるお金なのです。回収されたら、そのお金は当然県に返ってくるのですよね。貸し付けするためといってお金を出しているわけですから、その点だけはっきりしていただきたいと

思います。

○福谷農林部長 貸付金の経緯は県から食肉公社に補助をして、食肉公社が会社に貸し付けをしているという流れになっています。お金が返ってきたときに、その対応はどのようなかというご質問ですが、その部分については、現在県から食肉公社に運営費補助を出しています。食肉公社の収入と支出の差額、いわゆる収支差について補助をすることになっていますので、貸付金の返済については、食肉公社の収入として計上して、いわゆる相殺した形の中で運営補助を出すという形での対応を今考えています。

○川田委員 それはだめですよ。本当は貸付金でやっていたらよかったと思うのですが、お金を貸すということで補助金を入れて、けれど、それがまた入ってきたらうやむやになっていくではないですか。県としては本来3億2,000万円払わなければいけないところを、1,000万円入ってきたら3億1,000万円でもいいよという話をされていると思うのですが、それはだめです。県民から見ていてわからない。ましてや県の公金から1億円というお金が貸されているわけです。6,000万円の施設使用料の未納金については、それでいいかもしれないですけど、1億円は貸し付けるとなっているわけだから、県民に返していただかないといけません。ということは、決算書の中に未済で載ってこないといけません。貸借対照表に、貸したお金が載っていないことはあり得ない。もみ消したのか、補助金の名を使ってわからないようにしているのかという議論になってきますので、今からでも遅くないから、ぜひとも奈良県と食肉公社で、1億円の金銭貸借契約を結んでください。そうしたら決算書にも載ってくるではないですか、県議会議員の44名みんなの目で、チェックしていけるわけですから。公社だったら、一々決算書を出してくれとやっつけられないですから。補助金の額の中にも返済分が幾ら引かれたと書くことはないですから。だから、それは最低でもやっつけなければいけない問題だと思うのですが、その点はいかがですか。

○福谷農林部長 確かに税金を使って1億円のお金を貸して、トータルで1億6,200万円を相殺するという形で整理をしているわけですが、川田委員お述べのように、確かに不透明な部分、逆に言うと新たな疑問が発生する可能性もあるのではないかということも含めてのご意見だと思いますので、その辺の対応については検討させていただきたいと思うのですが、よろしいですか。

○川田委員 この問題は総括審査でやろうかどうか悩んでいます。ここで前向きに進むのであればいいと思うのですが、1億円のお金が、10年以上1円も返ってきていないので

す。まして民間会社で、公的部門でも何でもないではないですか。ほかの民間会社の方が手を挙げられたら、そこが入ってもいいわけでしょう。

だから、潰したらいけないからと言って、何か特定されたところに特定したお金を貸して行って、民間だから潰してもいいわけではないですか、民間は新陳代謝が働いていくことになっているわけだから、それを、いやいや潰したら困るのだと言って、ここの清掃会社は、一生懸命頑張ってください、職員の皆さんは非常にいい方だと、ここは潰したら困るのですと言って、掃除職員は入れるのですか、入れないですよ。同じ原理になると思いますし、まして食肉公社の理事長は知事です。奈良県の執行部の最高責任者は荒井知事です。契約云々の話ではないです、双方代理の関係もあるわけだから、貸す側と借りる側が同じ人間でしょう。契約を交わして、きっちりしてください。荒井知事は、サインはできないと思いますけれど、双方代理のときは、ほかの副理事長と契約するではないですか、だからそれはきっちりと書面でわかるように、県議会議員みんながそのお金をきちんとチェックできるようにしてください。

もう1点、県は債権の権利があるわけです。だったら向こうの企業の財務諸表等を、全部検査しないとイケないのではないですか。徹底してやらないと。私も昔、管財人の手伝いをしたことがありますけれど、徹底してやりました。だから徹底してやって、どこまでの返済をとれるのか、払えないと言っているから、あやふやでまた来年に送るなど、そんなこと絶対にできません。そこだけは厳格にやっていただくようお願いをしたいのですが、いかがですか。

○福谷農林部長 もちろん、契約の中で誠意を持ってということは言っているわけですが、川田委員お述べのように、債権者の立場として、厳格な運用は当然のことだと思います。当初の取り決めのままでいくのではなく、期間も金額も含め、その都度検討していくことが債権を管理する者としての立場であり、厳格に対応していきたいと思っています。

○川田委員 厳格に対応いただいた上で、福谷農林部長はご定年ですけれど、引き継ぎをきっちりやっていただいて、議会で必ず都度都度ご報告をいただきますよう、お願いをしておきたいと思います。

もう1点が協力金です。これは簡単な問題だと思うのですが、公社が経営しておられるわけだから、そこを使うからと言って理由はどうであれ、別の名目で取ってはイケないです。きょうも委員会室を使わせていただいています。これは県民の税金の建物です。ここを使うのに、私が中村委員からお金を取っていたら怒られますからね。それと同じことで、

早急にやめさせてください。そして利用も県内の業者であれば自由に誰でも申し込みの規定以内の条件から除かれる場合でない限りは使えるということで、それだけご答弁を最後にいただきたいと思います。

○福谷農林部長 繰り返しになって申しわけないのですが、そのことについても一般質問で答弁させていただきましたが、と畜業務を行っている公社が自家割協力金の有無にかかわらず、と畜申請があればと畜を拒否できないことは、当然認識をしています。

加えて自家割協力金はあくまで民民の話ではあるものの、川田委員お述べのように、と畜申請者に混乱を招いているのが実態とお聞きしましたので、改めてその実態を把握した上で改善すべきところはしていきたいと思います。以上です。

○川田委員 わかりました。今、委託契約をしておられますが、もし今度こういうことあれば、委託契約を外してください。滞納している会社なのに委託契約しているということは、ほかであれば、税金を払っていないところに委託契約の、入札参加資格すら普通はないのが現状ですから、それを申し上げて、質問を終わります。

○奥山委員長 審査の途中ではありますが、休憩したいと思います。午後3時10分からスタートします。

14:48分 休憩

15:13分 再開

○奥山委員長 休憩を閉じて再開いたします。

それでは、ご発言お受けします。

○中村委員 数点、お願いします。

まず、第1点目はときのもりです。先ほど川田委員のご質問に答弁をされました。これはこれで一つです。しかしながら、私は公共の役割、あるいは省庁が新しい新規事業をするということは、それなりの政策的な理念を持ってやっているわけです。そうしますと、ときのもりは、まず奈良県の農産物を首都圏に知らしめる、そして広告媒体に広く知らしめることは現実に行われているわけです。しかしながら当初の売上げが若干悪く、しかし現実には、売上げは1年、2年と伸びているわけです。だから、ホテルでも何でも大体創業の稼働率は5割あればいいわけです。そこから徐々に営業努力によって上げていくわけです。そういうことで、ときのもりを一概に費用対効果で判断をすべきではない、公の目的に着目をすれば、長い目で育てていくということが大事なのです。東京都民が奈良県の野菜、大和野菜は、どこに行ったら食べられるのだろうと、ときのもりに行って試食

をしようと、こういうことがあるわけで、自信を持ってやっていただきたいということで、ご意見をお伺いします。

○辻本マーケティング課長 ありがとうございます。

今、中村委員から激励のお言葉をいただきました。先ほどから数回答弁もさせていただいておりますけれども、私どもも、売り上げの向上、県産野菜、県産物そのもののPRも含めて頑張っていきたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○中村委員 売り上げに拘泥することなく、本来の目的に沿って、その目的の実現のために行政は努力をしていただきたいということで、首都圏における奈良県農産物の拠点は、日本橋の販売所もあり、着実に成果を上げてきているわけです。だからときのもりも必ずや東京都民に理解され、レストラン収入もふえていくということで努力してください。

次に、中央卸売市場についてです。先般、本会議で奥山議員が質問され、そのことについて答弁をいただきました。売り上げの減少、建物の老朽化、競争会社の競合相手、いろいろな点で中央卸売市場は非常に困難な局面を迎えています。しかしながら、奈良県民の台所であることには変わりないわけです。だから、今後も改廃をし、機能を向上させて維持をしていくことは大事なのです。そこで本会議の答弁で、まちのにぎわいを加味してこれから基本計画等々をつくっていくのだということだったと思うのです。だから、生鮮食品等々は当然のことながら、地域とどのようなかかわりを持って、どういうまちのにぎわいを、中央卸売市場らしいものをどういう方向性に向かって考えているのかを、よろしく願いします。

○大月農林部次長 中央卸売市場の再整備について、お答えします。

奥山委員長からも本会議でご質問いただきましたように、中央卸売市場では再整備の基本構想を今年度取りまとめたところです。先般の経済労働委員会でもその概要を報告させていただきました。そのときにもご説明させていただいたとおり、基本コンセプトの一つとして、これまでは卸売市場は商売人の企業間取引の場でしたけれども、新しい機能として一般消費者を対象とした新しい機能を導入していく、いわゆるB to Cの部分を取り入れていきたいと。市場をコンパクト化して余剰地を生み出し、その部分をにぎわいエリアとして、県民や観光客に来てもらって楽しんでもらえるエリアをつくってきたいという構想を今つくっているところです。

具体的には、今年度これからさらに基本計画をつくって事業を詰めていくわけですから

ども、今の時点で考えているところは、これまで県民の方は直接市場のものを買ったり食べたりは、基本的にはできませんでしたが、市場の食材について、買う、食べる、学ぶことを一体的に提供できる施設をつくっていきたいと考えています。当然県民の方の対象にしますので、当然、地域のまちづくりにも大きくかかわってくると考えています。地元とも連携しながら、まちづくりにも寄与できる機能を新しくつけ加えていきたいと考えており、レストランや物販の機能は、当然、人が集まりますので、にぎわいの部分には広場的なものも必要になってくると思いますけれど、そういうものを加味したにぎわいエリアをさらに検討していきたいと考えているところです。

○中村委員 今までの専門家の売買は売買として、一般の方々が市場に来て、生鮮食品を購入できるようになると、当然その価格は専門家の価格と一般人の価格が違ってきます。そうするとまちづくりの中で、例えば大和郡山市内には、生鮮食品を販売しているスーパーなど、いろいろなお店があるわけです。そこら辺の小売をやっているお店と、中央卸売市場で一般人が来て買ってもらえる価格というのは、どのように考えているのですか。

○大月農林部次長 今は、従来の卸売のエリアと一般の方も入れるエリアを考えており、卸売機能のエリアは、従来どおり卸売業者と仲卸業者の取引の場であって、そこに買い物に行けるのはプロの方というエリアを設けていこうと考えています。プラス、築地でいえば場外市場のようなところを新たに設けていきたい。そこは一般の方が買いに来ていただくことを想定していますので、当然これからまだまだ詰めないといけませんけれども、価格的には違ってくると考えています。

○中村委員 仲買人と一般の方々は仕切って閉鎖をするという考えですね。そうすると、今、東京の卸売市場でも多くの方々が売買している風景など、中を全部見学できることになっています。外国人も来て見学しているわけです。今回の新しく改編する卸売市場で、外国人や県民が、実際に売買している風景を見学できるような利便性を加味したものになるのですか。

○大月農林部次長 現在も、小学生の方が見学に来ていただいたりしており、卸売棟の中を見ていただくことは可能です。

ただ、現実朝の競りのときに、たくさんの方が来ていただいているかというと、現時点では来ていただいていません。県民の方が入りやすい環境になっていませんので、新しく整備するときには、県民の方も入りやすい市場にしていきたいと思っています。当然、卸売機能の部分もしっかりと見学していただけるような仕組みは考えていきたいと思っています。

います。

○中村委員 そうしますと、見物も含めた、まちのにぎわいづくりのためには、一般の方々も入って、そういう風景も見られるという構想で進んでください。これはこれで終わります。

次に、NAFICを核とした賑わいプロジェクトについてです。その前に、私は、日本の食の自給というのは、一定の生産を、国内で確保することが一番大事だと思うのです。しかしながら、世界経済が流動して、それぞれの国で、産物を輸出したり、工業製品を輸出したり、それぞれの国にも世界経済の中で役割はあると思うのです。

そんなことを考えますと、日本の総合農政というのは、猫の目行政と言われ、ころころ変わっていて、今回、減反制度を廃止するという事になっているわけです。

奈良県の農業は、いろいろ皆さん方おっしゃっているのですが、ほとんどの農家は兼業農家で、実際問題、市街化区域と調整区域で田地田畑を持っている農家です。農業で生活をしている方々というのは、現在米の価格は、1反で14万円弱ぐらいですが、3反以上持っている農家は、奈良県でほとんどないです。そういう方々は、はっきり言って、資産的な要素もあって保持しているわけです。2割以上の兼業農家は、ほとんど全部、現金収入をほかから、ここにいらっしゃる皆さんでも、田畑を持って、お休みのときに耕作しているわけです。あるいは、専業農家に任せてやっているわけです。

そうすると、奈良県の農業政策を考える場合には、米づくりというけれども、米以外のさまざまな農作物の生産に注目して、品種改良や技術指導等をするべきです。今までも向けてきているのだけれども、なかなかいかない。だから今チャレンジ品目と言って、イチゴや菊、吉野の柿などいろいろなことをやっているのですが、やはり、米づくりは大切です。しかしながら、米以外の農作物の生産をどうするかと。

だから、奈良県の農業生産が45位であろうが、低位であろうが関係ないのです。全ては、農業に携わっている者が、家族が肩を寄せ合って、子どもの将来を考えながら生活できる、そういう環境をつくるのが政治なのです。

そうしますと、米づくりは米づくりとして、高原野菜や大和野菜など特化した農業をする。そういう意味で、桜井市に今度改築になった農業研究開発センターは、非常に有意なものなのです。

ここで聞きたいのは、奈良県の農業はどこに目を向けて、福谷農林部長は、やっていこうとしているのかです。

○福谷農林部長 奈良県の農業は、どこに目を向けてやっていくのかというご質問です。中村委員お述べのように、奈良県農業の特色は、兼業農家率が非常に高く、米作に頼っているという状況の中で、産出額は関係ないとおっしゃいましたけれど、なかなか伸びない状況にあります。

そのような中で、どう展開していくのか、面積や産出額は小さいながらも、きらりと光る農業を目指していこうではないかというのが、我々の合い言葉みたいになっているわけですが、そういった意味では、一つの方向性ではないと思っております。例えば、今、中村委員がまさしくお述べになりましたように、平成24年か平成25年くらいの統計結果だと思いますが、米作だと一反約13万円、それが野菜になりますと30万円、50万円となります。その理由は、何回も何期作もできますので、ふえていく。農家所得を上げるには、当然そういう形で、稲作から畑作へ転換してもらうことが、一つの大きな方向性だと思っております。

それとは別に、兼業農家率が高いということですが、例えば息子が県外に就職されていて、なかなか帰ってこないという実情があるわけで、その部分については、例えば今県の産業・雇用振興部や都市計画部局、農林部で連携して進めている工業ゾーンプロジェクトがあります。どういうものかといいますと、働く場を近くに確保しようというものです。兼業農家が多いということも踏まえて、農林部の立場から言わせていただきますと、働く場を近くに確保した上で、米作が中心になるかもわかりませんが、農業を続けていってもらおうという一つの見方があるかと思えます。

ですから、方向性は一つに限られたものではなく、バラエティーに富んだという言い方が適切かどうかわかりませんが、それぞれのニーズにあった形で対応していくことが、我々に求められていることではないかということで、柔軟な考え方で、対応していかなければいけないと思っております。以上です。

○中村委員 福谷農林部長のお答えは、非常に穏当なお答えで、例えば、いつも議論に出ているのは、耕作放棄地がどんどんふえていっていると。これは担い手の不足もありますけれども、結局、なぜ耕作放棄地がふえるのかということなのです。結局、農業をやっていっても、生活の足しにならないということなのです。所得に返ってこないということなのです。

これの一つの原因は何かと言え、国の都市計画、土地利用計画の問題なのです。耕作放棄地は、農林水産省と国土交通省が、例えば農用地を10ヘクタール減らしたら、国土

交通省が、市街化の土地をふやしてくれと。縦割り行政の中で、国の政策は、根本的にはそういうことなのですけれども、耕作放棄地がどんどんふえていく。これは担い手がない限り、新しい畑や田んぼにできないわけです。そうしたら、やはり都市計画を変えて、もっと柔軟性を持たせて土地利用をやっていかなければいけない、これは私個人の意見です。

そういうことに着目を、みんなしているとは思いますが、一向に進まないわけです。役所の縄張り政策でこういうことになっているわけです。だから、耕作放棄地の増大に対して、奈良県において、今、福谷農林部長は、何をすれば一番効果的と思っているのかについてお願いします。

○福谷農林部長 非常に難しい質問かと思えます。耕作放棄地が発生する要因は、中村委員お述べのようにさまざまな理由があり、もちろん、後継者がいないという部分もありますし、逆に、資産保全という意味から他人に渡したくないという部分もあります。それから、それぞれの地権者の方の思いが、そこにかぶさっており、なかなか一辺倒ではいけないのが実態だと思います。

その中で、耕作放棄地をなくすというのは、もちろん担い手も確保して、所有者に貸してもらおうということも大事かもしれませんが、中村委員お述べのように、土地利用については、都市計画と農業振興計画の相入れない部分が今までであった中で、せめぎ合いみたいな、縄張りを争うような意識が高かったと思うのですが、県においては、そういう考え方は我々から見直していこうということで、先ほど言いました工業ゾーンや、まちづくりの中に農林部も関与しているのは、その意識のあらわれだにご理解をさせていただきたいと思うのです。

それと、これも非常に難しいのですが、例えば耕作放棄地自身が一塊であれば、すぐに土地利用ができますが、ばらばらになっていますので、そういった意味では、耕作意欲のある方にその土地を貸していただいて、逆に今耕しているところを、耕作放棄地と交換するという柔軟な対応も、これからは求めていかなければいけないのかという感じはしているのですが、言葉では簡単ですが、非常に難しいことだと考えているところです。以上です。

○中村委員 今までから、農地の集約化ということで、もう30年、40年言われてきているのです。しかし、農家は、個人の土地収用意識が強くて、集約して100坪の土地を10反にまとめようということがなされてこなかったわけです。今後も、以前がそうだった

たから、これからもそうだというわけではないのですけれど、なかなか難しいと。最終的にはやはり、国の政策の問題になるのだと思うのですけれども、奈良県において、私は、福谷農林部長の見識の度合いをお聞きするために質問をしました。

それで、きょう本来の目的の、先ほど川田委員から問題点をご指摘になったわけですが、NAFICは、農林水産省の予算で補助事業でやっています。これは桜井市全体というよりも、農家のこと、中和の核であること、きょうの議題ではありませんが、観光、地域のまちづくりなども含めた要素もあるわけです。そういうことで、私は、今、県が食と農の一体化という事業をやられたのは、英断だと思っているのです。全国で見ても、例えば調理専門学校は、民間の専門学校などいろいろな学校があるけれども、地元でとれた野菜を提供をして、レストランで試食をしてもらう。そしてそこには農業をする学生も料理をする学生も集うという、試験的なNAFICというのは、全国どこを見てもないです。だから、県の費用負担が高い安いは別にしても、県がこういうことに取り組まれたということは、非常にすごいことなのです。

例えばレストランは、本当にランチは、予約が3カ月以上取れないのです。それぐらい盛況なのです。ホテルも5割以上の稼働率になっているのです。ふえてきているのです。だから、ここを、農業を中心とした地区にするということは、非常にいいという前提で話をします。

ここで、セミナーハウスも40の客室をつくるのです。今までなら会議であれば単なる会議場ですが、農業にかかわる会議やセミナーなど、農業にかかわるから、農業だけではないのです、農業に付随した催し、イベントなど、いろいろなことが全部ここでできるのです。だから、こういうことは非常によろしい。

そういうことを含めて、私が聞きたいのは、この地区には安倍文殊院、多武峰の談山神社、長谷寺、大神神社、藤原宮など、周りにいろいろな遺産、景観が散在していますので、この眺望を生かした施設づくりの中で、このセミナーハウスの具体的な活用方法です。農業に関連したいろいろな分野に対して働きかけをして、これを利用していただきたいということで、何かお考えがあればお願いします。

特に、私が今までから長々言ってきたように、バーベキューエリアと言ったら、すごいバーベキューをやるのですよ。それから、物見台をつくってくださいと言っているわけです。ここは今、桜井市内のいろいろな人が見学やハイキングに来たりしているわけです。だから、ここを中和の観光も含めた農業の殿堂として使っていきたい。

そういう意味で、小坂農林部次長、歩道をつくる、材木を使って飛鳥、桜井のこの通り道のところに来る人を和ますような景観づくりをしてくださいなど、いろいろなことをいっつも言っているわけです。

そこで、きょう現在まで言ってきた絵図面に関して、どの程度進んでいるのか、ご回答をお願いします。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） お答えします。

まず、今、中村委員からお話があった、既にできているNAFICについて、午前中にもありましたとおり、定員が確保できていない、満たしていないというところは、我々の力不足ということはきっちり認識する必要があると思っています。

他方で、今、中村委員おっしゃったとおり、食と農を接続させた大学校というのは、まさに日本初で、農林水産大臣や地方創生大臣も見に来てくれていますし、国連の観光機関のUNWTOも、世界でも初めての取り組みだということで、レポートに取り上げていただいたり、また、他県の幹部の方もご視察に来られています。そういう意味で、奈良県の取り組んでいることを、他県や世界に発信する拠点としてスタートしておりますので、もちろん全部が全部バラ色ではなく、定員の話などがあるわけですが、恥じないように、奈良がきちんと見せつけられるものとして、頑張っていく必要があると思っています。

セミナーハウスについては、今、中村委員からもいろいろご意見をいただきましたが、眺望を生かしたのは、まさにあそこの場所は高台になっていて、奈良盆地を見渡すような形で、周辺にはまた桜井や飛鳥のもろもろな歴史的な観光スポットもあります。そういった、地理的な、土地的なメリットも生かした活用方法をきちんと検討する必要があると思っています。

セミナーハウスについては、食に関する県の農業研究開発センターや学校という拠点が集中して整備されましたので、やはりそれを核にして、食や農に携わるセミナーや、宿泊施設もありますので、県内はもちろん、県外からも来ていただくような、具体的な中身の活用方法がポイントになってくるかと思います。川田委員からも話があるように、どのような使い方をするのが問題で課題もご指摘いただいているわけですが、きっちり詰めることで、きちんといいものにしていきたいと思っています。以上です。

○中村委員 やはり、先ほども言いましたように、奈良県の農業は兼業農家が多く、これから野菜などに特化していくべきではないかと。そうすると、つくった農作物を、どのように調理をして、どのようにどこへ販売をするのか。これからの奈良県の農業は、川下政

策に力を、目を向けた農業展開をやらないことには、あすの奈良県の農業はないと思うのです。だから、農業生産高が最下位でもいいです。農家が生活をできるということ。そして、そのためには、意欲のある方々が、米以外の農作物に転作をできるような環境をつくるための施策をやっていかないとはいけないと思うのですけれども、このことについて、お答えください。

もう1点は、農と林の即売所、あるいは漢方、癒やしも、非常にこれから大事なのです。奈良県に、さきの日本共産党の質問にもありましたが、140カ所ほどの直売所があるわけです。直売所はあるけれども、私がなぜこういうことを言うかということ、今農産物を購入するためには、百貨店やスーパーなどで、もうほとんどまちの八百屋さんはどこに行ってもないわけです。そうすると、農家が出荷する直売所をふやしていくか、JAの販売ルートに乗ってやっていかなければいけないわけです。JAとの関係もあるわけですが、先ほどの説明でも30数カ所の直売所に支援しているのだと。しかしそれは周辺整備で、個々の生産農家に対する支援でもないわけです。橿原市にもJAの直売所があります。しかし、個人でやっている直売所もあれば、一般の者が1週間に1回、青空市場と言って、まちの広場でやっているところもあるわけです。それらを含めて、直売所を各地域にふやすための努力が、生産に熱心な農家に対しては個人の給付も含めた支援対策が、これから必要で、直売所をどんどんふやしていくことが大事だと思うのです。そうすると、生産農家にとっても、立派なものを直売所に持っていけば売れるのだという意欲がますます湧いてくると思うのですけれども、そのあたりはどうですか。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） まず、今お話のありました前段のほうですけれども、転作環境を整えて野菜などに特化するということは、まさに我々が、高収益作物という言葉を使ってやっていますけれども、おっしゃるとおりだと思いますし、そういう方向で県としてもやっています。

その中で、一番はやはり、奈良盆地でいいますと、物すごく田んぼの排水が悪いです。ちょっと雨が降ると、皆さんご存じのとおり、べちゃべちゃな田んぼです。奈良の特徴的な盆地の状況ですけれども、排水をよくすることも含めて、野菜や畑作物や、二毛作に取り組むやすい環境は整えていく必要があると思っています。

あと、NAFICの周辺のところ、農と林の直売所、漢方というところで、我々は、Aゾーン、Cゾーンとセミナーハウス以外のところで、現段階で構想というレベルで持っていますけれども、どういうやり方がいいのか、これはまだ、いつ着手するということで

はないですけれども、リゾートといったちゃらちゃらしたものではなくて、どのような、地に足のついたものができるのかというのは、来年度、検討を進めていきたいと思っています。私からは以上です。

○**奥山委員長** 辻本マーケティング課長、直売所の数を、中村委員は間違っておられたように思うのですが。

○**辻本マーケティング課長** はい。直売所の数ですが、県が把握している農産物直売所は106店舗です。

○**中村委員** そうですか。

○**辻本マーケティング課長** はい。ただ、県が把握している直売所は、3名以上のグループないしは基本的に施設として取り扱っている直売所で、農家が庭先で小さい平台などで、かごに野菜を入れて、お金を入れるかごを置いておいてというようなところは、カウントしていません。ただ、平成27年度の農業センサスにおきましては、奈良県で、庭先販売も含めて165の直売所があるということで、全国で31位という順位になっています。

中村委員がおっしゃるような形で、今後、JA、市場流通というものも踏まえた中で、いろいろな流通チャンネルの増加も、直売所がふえていけば、農家の選択肢がふえることにもつながるかと思っておりますので、今おっしゃった生産者に対する直接の支援というか、出荷支援という部分については、また各課で検討させていただきたいと思います。農産物直売所がふえることに関しては、生産者の選択肢がふえるということで、いいことではないかと思えます。以上です。

○**中村委員** 直売品に関しては、NAFICにつくる直売所は、品ぞろえなど、生産農家が意欲を出して、そこへ生産物を持ってくるような、スペースの広い、そしてまた、奈良県がリーディング品目等々にしている代表的な品目をそこで直売できるような、大規模な直売所をおやりになったらいいのではないかというのが、私の意見ですけれども、それも含めて、奈良県の模範となるような直売所設置に向けて研究を願いたい。

それと、もう一つは林です。林の直売所も、材木の値段が大体5分の1で、林業家が材木を売って、材木屋が材木を市場に出しても値段は上がらない、材木で生活をしていく環境が、住生活の激変で、本当に材木の利用用途が困難になってきているわけです。

今、林の直売所は、奈良県の林業の歴史、あるいはまた木材の使い方、加工など、要するに我々は緑がない限り生きていけないわけだから、林業は水源の涵養とか、本当に我々の生活に密接しています。しかしながら、林業によって生活している従事者は、本当に生

活が苦しくなっているわけですね。そんな中で、奈良県には木材協同組合が、吉野、桜井など、あちこちにあるのです。そこで山から出てきた材木を市立って、そこで材木屋とか大工さんが買って来て、丸太を角材や床柱などにして売っているわけですね。その需要が、5分の1ぐらいに減ってきているわけで、単なる柱などは協同組合、市場に任せておいた方がいいのであって、林の直売所は、もっと違う役目ということで、林業の大切さ、奈良県の林業が歩んできた歴史などを県民に理解をせしめて、そして、2次製品とか木材の用途の多様化で、こういうこともできるのだということ、県民に周知徹底できる啓蒙啓発的な林の直売所にされたらいいのではないかと考えているわけですねけれども、ご所見があればお願いします。以上です。

○福谷農林部長 農と林の直売所の件で、特に林について中村委員からもお話がありました。ご承知のように、奈良県の吉野林業は、500年前から植林を始めて、日本全国でも初めて植林をし、今、現実に400年前に植林をした木が、まだ山に残っているということで、日本の中でも吉野しかありません。そういった中で、林業の歴史は、奈良県の歴史の中で非常に重要な部分になるということも当然ですし、片や、木材が我々の生活の中で与える影響も、健康的な部分も含めて今見直されてきていますし、我々としても、その辺についてもアピールをすることが、大きな役目であると考えています。

ですから、現時点で農と林の直売所を、どういう形にするかは、これから検討していくことですが、今お話しいただいた部分については、十分参考の上、対応させていただきたいと思っております。以上です。

○中村委員 結構です。

○中野委員 中村委員の見識の深さに刺激されまして、1点だけ質問をさせていただきたいと思っております。

冒頭に、中央卸売市場の話が出ました。私は、大和郡山市ですので、地元です。どんな市場になるのかをお聞きになったのですが、もう一つイメージがつかめないのです。どういうイメージをしたらいいのか、お願いしたいと思っております。

○大月農林部次長 先日の代表質問で、知事から答えさせていただいたところなのですが、今、再整備基本構想を取りまとめています。その中で、大きな基本コンセプトとして、3つの柱を立てています。一つは、B to Bといたしまして、従来の卸売機能の部分については効率化・高性能化すると。市場の基本的機能を強化して、ブランド力の向上と、食の安全安心を高めていくことを目指していく。

2つ目として、B to C、いわゆる一般の消費者の方を対象にした部分で、今までの卸売市場にはない機能で、一般の消費者を対象とした新しい機能をつけ加えていくと。県民や観光客が訪れることができる、華やかでにぎわいのある食材の販売と、食の拠点にしていきたいということ。

3つ目として、これは事業手法で、従来の県の直営方式を見直して、再整備に当たってはPFI事業手法等を導入して、民間の活力を導入した市場経営の合理化と、にぎわいづくりを図っていくという、大きな3つの柱のもとでビジョンを取りまとめ、それに基づいて、具体的な施設のコンセプトも取りまとめました。例えば、既存施設の利活用、使える施設は使っていく方向で今考えていますし、施設の適正配置、規模もダウンサイジングにより、規模を縮小できるものは縮小して、余剰地をできるだけつくり出して、その余剰地の部分のにぎわいエリアということで、一般県民や観光客が来てもらえるエリアをつくっていくという基本コンセプトをつくって、これから再整備に着手していくことを、先日の経済労働委員会でもご報告させていただいたところです。

○中野委員 コンセプトは、何となくわかるような気がするのですが、つまり中央卸売市場・イン・スーパーマーケットをつくろうとなさっているのですか。

○大月農林部次長 中央卸売市場としては、従来の卸売機能を高めていくということです。そこに、県民や観光客に来てもらえるエリアも併設して、にぎわいのある市場にしていきたいと考えているところです。

○中野委員 和歌山に行けば、とれとれ市場があって、よくバスで入ったりするのですが、そういうところをイメージしたらいいのですか。

○大月農林部次長 和歌山のとれとれ市場や、大阪にある黒門市場は、最初から、一般消費者を対象とした市場です。奈良県中央卸売市場は、あくまでも卸売市場の部分は核として大事にしながら、県民の台所としての機能はきっちり高めていきながら、今まで入れなかった県民にも来てもらえて、楽しんでもらえる部分をつけ加えていきたいと考えているところです。

○中野委員 私は、地元の商工会を預かっておりまして、時々質問をいただいて、その程度の説明はしているのです。説明はしているのですけれども、いまいちつかめないのは、民間の直売所や、今は少なくなりましたが、個人店舗の営業に影響はしないものなのですか。

○大月農林部次長 先ほどの中村委員の質問にもお答えさせていただきましたけれども、

従来の卸売機能の部分は、高度化していくということで、卸、仲卸の取引は従来どおりあって、そこへ小売店等が買い出しに行くという部分は今までどおり変わりません。そこへ、一般消費者の方が買いに行けるということになると、まちの商店の方とも競合することになりますけれども、きっちりと仕分けをして、県民が来られる部分と、従来の卸売の部分は仕分けしていくという考え方をしています。

○福谷農林部長 大月農林部次長が、市場だけを捉まえて答弁させていただいたのですが、恐らく、中野委員がおっしゃっておられるのは、市場は市場でそういう機能を持たせるのはいいけれども、既存のその周り取り巻く実際の商売をされている小売業の方に対する影響は、どう考えているのかという意味で、恐らく、ご質問を寄せられているのは、そういう方から、将来的に商売がどうなるのかというご心配をいただいている部分ではないかと思っています。

これから具体的な計画をつくっていくのですけれども、地元の既存の店舗の方々との差別化も図りながら、やっていかなければいけないという意識は当然持っております。

今の段階で具体的に、どれをどうするということはお伝えはできませんけれども、そういうことも踏まえて考えていかなければいけないという意識を持っているということ、大和郡山市のまちづくりの一環としてやっていかなければいけないということ、それと、場所としては、ご承知のように、西に法隆寺や郡山城があって、北に西ノ京があるといった、観光ルートとして非常に、西名阪のインターチェンジ、京奈和自動車道、国道24号バイパスも含めて、その中心的な場所に位置しますので、観光ルートとしても捉えてもらいやすい。観光客を対象とした施設整備も含めて、これからPFIの中で検討していくことになるのですが、それらのことも含めて検討していきたいと考えています。

○中野委員 そのとおりです。観光とコラボさせることは、大いに結構なことだと思いますし、応援もさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げた商工会の立場でもいろいろあるのですが、奈良県には、数多く商工会がありますけれども、農林部会をつくっているのは恐らく私どもの大和郡山市だけだと思っているのです。それはなぜかといいますと、商業も工業も、農業とコラボさせながらまちづくりをしていくというコンセプトを持ってやらせていただいているのですが、そのような中で、誤解を恐れずに申しますけれども、もうそんなに小売業者に影響はないです。もっと誤解を恐れず、恐れ多いですけれども言いますが、そんなに力もないです、活力もないのです。ところが、やはりこれに配慮をしっかりとしていかなければならない。弱いか

らほっておくではなく、弱いところをどうやって痛みを少ないようにしていくかが、やはり政治だと。中村委員がおっしゃるように政治家の責任です。

○中村委員 はい、そうです。

○中野委員 だと思うので、そのところも配慮もしていただきたいと思います。

例えば、今、大和郡山市にはイオンとアピタという大きなスーパーがあります。そこに、実は商工会が中に入りまして、いわゆる地元野菜を売る日を決めさせていただいて、農商のコラボをさせていただいています。また、そこへ一堂に集めて音楽や、陶器などを子どもたちにつくらせるなど、いろいろなイベントもさせていただいています。あるいは、農林部会があるのですが、大和郡山市は林はあまり関係ないのですが農業と、金魚養殖業者がいますから、品評会などもスーパーで一緒にやらせてさせていただいて、地元野菜の販売もさせてはいただいています。

そんなことをイメージしたらいいのかなと思いながら、聞いていたわけですがけれども、福谷農林部長の今の答弁で、イメージが大体は固定化しましたので、またしっかりその説明も、私なりの説明をさせていただきます。私は大いに賛成の立場ですので応援もしていきたいと思いますから、地元にもう少し、いろいろな情報を出していただいて、何人か寄ればいい知恵も出るわけですから、同じ改革をするなら、いい改革をしていかなければならないという思いで、今申し上げた次第ですので、どうぞよろしく願いいたしまして、終わります。ありがとうございます。

○猪奥委員 よろしく申し上げます。

先ほど、川田委員のご質問にもあった主要農作物種子法ですがけれども、平成30年4月1日で廃止されますが、今、奈良県内において、主要農作物種子法の中で奨励されてつくっておられる品種は、どれほどあるのでしょうか。

○田中農業水産振興課長 今、主要農作物種子法において、つくっている農作物ですが、ヒノヒカリをはじめとする米、麦、大豆、計6品種をつくっています。以上です。

○猪奥委員 ヒノヒカリ含めて6つの品種ということでした。

さっき、川田委員とのやりとりの中で、種苗法の中で統轄できるのではないかというお話だったと思うのですがけれども、私の理解では、種苗法というのは、新しくつくられた品種を育成する権利があるのが種苗法で、種子法というのは、その地域に合った優良な品種を、県が責任を持ってつくっていきなさいと。品質の確保をしなさいと。そして、それを広めるために、配布するような体制をつくりなさいというのが種子法だと思っているので

すけれども、合っていますよね。

○田中農業水産振興課長 はい。

○猪奥委員 とすると、4月1日で主要農作物種子法が廃止されても、先ほどのお話の中では、奈良県としては何ら変わらないとおっしゃられていたと思うのですけれども、その変わらないことを担保するための何らかの措置を、これから県としてはとっていただけるのでしょうか。

○田中農業水産振興課長 主要農作物種子法の廃止後の県の措置についてです。

基本的に、主要農作物種子法に基づいて、県として要領等をつくっているのですが、この種子法が廃止されるので、それも廃止する予定です。平成30年度からは、猪奥委員がおっしゃるように、基本的に県が優良品種、優良種子をつくって生産者に配布するというをやっているのが平成29年度までで、平成30年度以降については、基本的に県と、種子を販売する農協、種子の流通を担っている米麦改良協会を含めて、生産者に優良種子が行き渡るような仕組みづくりをしようと思っているところです。以上です。

○猪奥委員 県としては、これまでどおりのことをやれるようにするとおっしゃったのですか。わからなかったので、もう一度お願いします。

○田中農業水産振興課長 調整中なのですけれども、法律がなくなりましたので、県がということは基本的に外れるのですけれども、先ほど申しました原原種、親となる品種の育成などを県がやると。種子の生産や生産ほ場の検定、生産物の検定に関しては、種子生産者というか、米麦改良協会にやっていただいて、奈良県は、協働してやっていくという形で、今調整をしているところです。

○奥山委員長 田中農業水産振興課長、もう少しわかりやすく言えませんか。猪奥委員は、今まで6品種あったけれども、これは守れるのか、方法があるのかという問い合わせだけでも。

○田中農業水産振興課長 はい、奥山委員長、わかりにくくて済みません。

○奥山委員長 きちんと、わかりやすく説明してください。

○田中農業水産振興課長 済みません。平成29年と平成30年以降は、基本的なスタンスは、変わらずやる予定です。そのやり方については、今調整をしているところです。

○猪奥委員 品質管理について、県以外のところをお願いすることを検討するとおっしゃられましたが、どの部分を、県以外をお願いすることを検討されているのか、わからなかったなので、もう一度お願いします。

○田中農業水産振興課長 今、検討中なのですが、基本的に生産ほ場の検定や生産できた種子の生産物の検定などを含めて、米麦改良協会が主となってやるということで今調整しているところなのですが、それについても、県がある程度関与するということが考えています。

○奥山委員長 猪奥委員、答弁しやすいように質問してあげてください。

○猪奥委員 はい。私が勉強不足なのか、よく理解できなかったのが改めて教えていただきたいのですが、農業生産に、特に力を入れて頑張っておられる兵庫県と新潟県では、主要農作物種子法がなくなっても、同じようなことがしっかり県で責任を持ってできるように、今議会で条例案を出されていると聞いていますし、兵庫県の条例案を見ても、ほとんど法律と同じようなことが書いてあります。原原種の確保であったり、適した種子の開発、品質を維持し続けていくことは、これからも変わらぬ県の重大な農政の一つの柱だと思っていますので、考えていただいていることも、きっちり明文化できるような形で条例化していただきたいと思っていますが、どのようにお考えでしょうか。

○田中農業水産振興課長 今のところ、そこまでは考えていないのですが、猪奥委員がおっしゃることも至極当然だと思っておりますので、内部で検討させていただきたいと思えます。以上です。

○猪奥委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

続いて、これも、担い手の確保というところで、新規就農者が大体、毎年50名から70名あるというお話が、午前中にありました。その中で、指導農業士が100名ほどいらっしゃって指導に当たるということなのですが、この間、経済労働委員会でもお尋ねさせていただいたのですが、そもそも指導農業士が100名少しいらっしゃって、新規就農が50名から70名という中で、年齢差はあるかと思いますが、農業次世代人材投資資金を頂戴しようと思ったら、指導農業士か認定農業者かどちらかの、2年間の研修が必要ではないですか。指導農業士は県で指定できますけれども、そもそも足りているのでしょうか。数だけを見ると、圧倒的に指導農業士の数が足りないように思うのです。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） お答えします。

それぞれ一定の基準がありますけれども、指導農業士は県が認定するものになっています。他方で、認定農業者は市町村が認定する形になっています。足りているのか、足りていないのかということでは、そのバランスをもって100名弱の指導農業士を認定しています。指導農業士は、別に県が給料などを出しているわけではなく、自分のビジネスの

中で時間を割いて、若い人の指導や育成にボランティア的に汗をかいてくれている、公共的な面も担ってくれている方々です。そういう意味では、負担もいろいろかけているかと思えます。

毎年、退任していく方、県から認定して指導農業士になっていただく方もいますけれども、この間、地域の偏在があるということを言われました。もちろんある程度は確保して、きちんと若手農業者の指導を当たっていくのは必要ですけれども、実際負担をかけている中で、誰でも彼でも受けてくれるものではないのが実態です。

○猪奥委員 先ほどお答えいただいたように、平成28年度でいうと184件あって、そのうちの52件の就農ということですから、ご相談いただいた方が、できるだけ就農につながるような環境をつくっていただきたいと思えます。

農業で、いつも思うのですけれども、先ほど小林委員が、農繁期でお休みがあったというようなことをお話しされていましたが、農繁期だけ農業のお手伝いをしていただくような制度を、なら担い手・サポートセンターでつくっていただいています、農業でお手伝いいただく方のお手伝いバンクというか、もう少し短時間でも人を派遣できるような仕組みは、県にあるのですか。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） お答えします。

今、特に農繁期に、県内の農家の方は人手不足に悩んでいます。県のなら担い手・農地サポートセンターで、サポートをする制度があり、人を雇ってやっているわけですが、リタイアした年ぐらいの方が多いですけれども、4名から5名の方を通年雇用して、農繁期に派遣するようなことはしています。

課題として、農繁期だけ雇って、スポットで派遣できればいいですけれども、やはりその人たちも通年雇用を求めているので、都合よく農繁期だけ雇うのは非常に困難で、我々県がかかわっているのもそうですし、個々の農家においても、そういうところの悩みはあります。

県においては、農繁期にやっていただくとともに農閑期には耕作放棄地の再生にいろいろ携わっていただいて、通年雇用をしておりますし、農家においても、いろいろな方の話を聞くと、農繁期はもちろんだけれど、農閑期もきちんと雇って通年雇用できるかどうかポイントになってくるかと思っています。

○猪奥委員 ごくごく短時間でも、農作業に携わっていただけるような仕組みができれば、すぐに就農という選択肢にはならないかもしれないけれども、農業への裾野を広げること

ができるのではないかと考えているのです。きょうは来ていないですけども、私は春休み、夏休みなどの長期休みに、いつも学生をインターンで受け入れているのです。ほとんどの学生に毎度、1日か2日ぐらいは、農業体験させていただく機会を農家をお願いしてつくっていただいているのです。今まで来た子は、農業をしたことがない子がほとんどなのです。そんな子たちが、今度、若手農業者を育成すると狙っているパイにあるのは、若い子ではないですか。でも、どんどん土から遠ざかる生活様式になっていて、新規就農をする人を見つけていくのは、今より5年後、5年後より10年後のほうがもっと難しくなっていて、かつ高齢化がどんどん進んでいる状態になっていくと思うので、少しでも農業に携わる機会の創出という意味でも、スポットのお手伝いの機会ができればと、私自身は思っているのです。

これは、私の意見なのですが、それをしようと思ったら、誰でも農業のお手伝いができるような仕組みが必要だと思っていまして、農福連携の話になるのですが、今回も農福連携の予算をつけていただいていたけれども、福祉部局がご担当ということでお聞きをしたら、6次産業化に対する支援を行うというメニューになっていました。

私は、農福連携を進めていくには、農業版のジョブトレーナーを設置していただいて、誰でもが農業に携われる機会というか、農法の構築からしていくのが有益かと思っ

ているのですけれども、農福連携の項目で予算づけしていただいたのは、どうも今回は、福祉分野だけのように感じるのですけれども、今回はないにしても、農業のサイドからはどういったお取り組みをされようとしているのか、お考えがあったらぜひお聞かせください。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 今、猪奥委員からご指摘もあった、農繁期に経験ない人が農業体験をして、農業に興味を持ってもらって、農業に入っていただくきっかけをつくるというのは、現時点では、県として制度や何かサポートとしては持っていないですけど、おもしろいなとお聞かせいただきました。

後段の農福連携については、農林部としては、まさに農業ジョブトレーナーというか、社会福祉法人の中で、農業に参入していくときに、障害者の方に農業を指導するトレーナーというか指導者向けの研修制度は、確か何年か前からやっていて、県内の社会福祉法人から、それなりにご参加いただいています。

一方で、農法に関しては、今年度から、県と近畿大学農学部と連携して、まさにそういった実験的な生産農法を、来年度の年度当初からスタートすべく準備を進めていますけれども、その中で、近畿大学農学部の近辺の障害者支援のNPOとも連携して、簡単にトラ

イできる農法などのマニュアル化を進めていくべく、農林部のサイドからは、そういった意味の農福連携の実践、モデル事業という取り組みを進めているところです。

○猪奥委員 農業サイドでやっていただいて、福祉サイドでやっていただいて、今まで農業に携わっておられなかった方でも農業ができるようになれば、結構な力になると思うので、いろいろなところで行われていることが、きちんと一つに集約できるように進めていただきたいと思います。

次に、いろいろなところに制度があって、よくわからないというか、ちょっと混乱しながら質問させていただきたいと思うのですが、今は人手不足ということで、人材確保が進められています。

今、非正規雇用で働いておられる方の正社員化に向けた取り組みは、労働局では、いろいろとされていると思うのですが、今、ある程度、固定化して非正規で働いている方々に正社員になっていただくための取り組みというのは、県ではどのようにされているのでしょうか。

○石井雇用政策課長 非正規雇用対策ですけれども、雇用におきましては、男性、女性にかかわらず、全ての働く意欲と能力のある方に、希望に応じた就業を実現することが重要なことだと思っています。

非正規雇用の方には、家計の補助等の理由から、定型的・補助的な業務で働く方もいらっしゃる一方で、正社員を希望しながら、不本意に正社員以外の雇用形態で働く方、不本意非正規雇用者と呼ばれる方もおられることは事実です。

今、不本意非正規雇用者については、今は正社員の有効求人倍率が1倍を超えており、正規の職員になりやすい環境となっています。このため、奈良県では、しごとiセンターにおいて相談支援を行うとともに、職業訓練を通じて必要なスキルを身につけていただくなど、安定的な雇用に向けて個別支援を行っているところです。

例えば、県では、民間の訓練機関に委託して、医療事務や介護職員の研修などの訓練を行っています。約1,100人の方がいらっしゃいますが、約8割が女性で、9割の方が就職され、正社員で活躍されている方も多数おられる状況です。

平成30年度は、この訓練をより受けやすくするために、託児サービス付きの訓練コースをふやす、あるいは正規雇用化に向け国家資格の取得を目指すような長期型の訓練コースを拡充していきたいと思っています。以上です。

○猪奥委員 そうすると、非正規の方が訓練を受けて正規化ということですから、職業訓

練はとても大切だと思うのですが、この職業訓練に通うために、民間に委託されている職業訓練校は、例えば夜間だけでずっと行けるとか、土日だけでずっと行けるとか、ご自身の休みが土日でなかったときに、この曜日だけで行けるとか、そういう配慮はされているのですか。

○石井雇用政策課長 通常は平日の訓練になるとは思いますけれども、猪奥委員のご意見も踏まえながら、今後検討していきたいと思っております。

○猪奥委員 そうですね。平日に職業訓練をしていたら、非正規から正規というよりかは、無職から就職だったらわかるのです。非正規の方が、お仕事をやめると無職になってしまうので、仕事をしながら非正規から正社員に、日本の就職は、そのときの有効求人倍率がどうかによって、正社員か非正規かが身分として固定化されてしまっているのが非常に大きな問題で、取っ払うというか克服するために、職業訓練や、いろいろな施策をしていただいていると思うのですが、どこを見ても、非正規で今、働いておられる方の現状に即していない気がするのです。

その点は、民間に委託をされている職業訓練ですが、県で、こういう条件でという仕様を決めて、職業訓練の委託を出されているのですよね。

○石井雇用政策課長 民間に委託している訓練ですけれども、国庫10分の10の事業でして、県が国から委託を受け、それを民間に再委託して実施していますので、仕組みについては、国の要領で決まった内容で取り組んでいるところです。

○猪奥委員 どういったところの分野を出すかも全部、決められているのですか。そうではないですよね。県である程度分野を決めて、出されているのですよね。

○石井雇用政策課長 おっしゃるように、分野をどうするかについては、県で考えていく分野もありますけれども、例えば、一旦やめた上で訓練を受けるといった、一般的な仕組みについては、国が定めるところです。

○猪奥委員 今おっしゃっていただいているのは、求職者訓練ですか。では、国庫10分の10の事業だから、国からある程度、仕様を言われているというのであれば、どうやって県で工夫をされていくのでしょうか。

○石井雇用政策課長 国で、その訓練をどういう対象者か、どのような時間数を設けるなどといった一定のルールは決めています。ただ、どの分野にするか、どういった訓練の内容にするかについては、県内にどういう委託訓練先があるかも含めて、訓練コースを県が決めているところはあります。

○猪奥委員 わかりました。では、例えばどれぐらいの開設日数で、期間をどれぐらいにして、トータルで何時間にするのかとかも含めて、県で決められるのですか。

○石井雇用政策課長 一定のルールは国が決めておりますけれど、その中で、例えば3カ月コースにしますとか、6カ月コースにしますといったことは県が決めているところです。

○奥山委員長 的確に質問をお願いします。答弁も。

○猪奥委員 わかりました。ありがとうございます。

そうすると、非正規雇用等でフルタイムで働いておられる方も通えるような職業訓練のあり方も検討できるのではないかと思うので、ぜひとも県で検討していただきたいと思えます。

あと、わからなかったらいいのですけれども、トライアル雇用やジョブ・カードなど、労働局でやったださっている事業は、県も一緒に連携してやっておられるのですか。それとも、全部労働局の事業としてやっておられるのですか。

○石井雇用政策課長 今、猪奥委員がお述べのトライアル雇用などについては、労働局で全部やっておりますので、県が関与してやっているものではありません。ただ、いろいろな情報交換は、やっています。

○猪奥委員 わかりました。ありがとうございます。

非正規雇用のうち、奈良県もそうですけれども、ほとんどが女性の方で、有業率と非正規雇用の相関関係みたいなものもありますので、私は、できるだけ女性の雇用にしても、正規雇用の方がふえていくような施策を打っていただきたいと思っていますので、こども・女性局とも連携してやっていただきたいと思えます。以上です。終わります。

○奥山委員長 これをもって、産業・雇用振興部、農林部の審査を終わります。

明3月15日木曜日は、午前10時より県土マネジメント部、まちづくり推進局、警察本部の審査を行います。

これで本日の会議を終わります。